

令和元年5月29日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和元年 第 2 回

杵築市議会定例会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

議案第 6 3 号	令和元年度杵築市一般会計補正予算（第 1 号） － 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ －
議案第 6 4 号	令和元年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 1 号） － 補 正 予 算 書 7 ペ ー ジ －
議案第 6 5 号	令和元年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） － 補 正 予 算 書 11 ペ ー ジ －
議案第 6 6 号	令和元年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） － 補 正 予 算 書 15 ペ ー ジ －
議案第 6 7 号	令和元年度杵築市水道事業会計補正予算（第 1 号） － 補 正 予 算 書 19 ペ ー ジ －
議案第 6 8 号	令和元年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（第 1 号） － 補 正 予 算 書 21 ペ ー ジ －
議案第 6 9 号	杵築市ケーブルネットワーク施設条例の一部改正について － 議 案 書 7 ペ ー ジ －
議案第 7 0 号	杵築市上地区交流拠点施設条例の一部改正について － 議 案 書 9 ペ ー ジ －
議案第 7 1 号	杵築市コミュニティセンター条例の一部改正について － 議 案 書 12 ペ ー ジ －

- 議案第 7 2 号 杵築市山香ふれあい広場条例の一部改正について
- 議案書 14 ページ -
- 議案第 7 3 号 杵築市税条例等の一部改正について
- 議案書 16 ページ -
- 議案第 7 4 号 杵築市行政財産使用料条例の一部改正について
- 議案書 28 ページ -
- 議案第 7 5 号 杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例の一部
改正について
- 議案書 67 ページ -
- 議案第 7 6 号 杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案書 69 ページ -
- 議案第 7 7 号 杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について
- 議案書 71 ページ -
- 議案第 7 8 号 杵築市健康推進館条例の一部改正について
- 議案書 74 ページ -
- 議案第 7 9 号 杵築市平尾台住宅団地汚水処理場条例の一部改正
について
- 議案書 76 ページ -
- 議案第 8 0 号 杵築市簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 議案書 78 ページ -

- 議案第 8 1 号 杵築市介護保険条例の一部改正について
- 議案書 82 ページ -
- 議案第 8 2 号 杵築市山香温泉風の郷条例の一部改正について
- 議案書 84 ページ -
- 議案第 8 3 号 杵築市農業集落排水施設条例の一部改正について
- 議案書 87 ページ -
- 議案第 8 4 号 杵築市家畜診療使用料条例の一部改正について
- 議案書 92 ページ -
- 議案第 8 5 号 杵築市漁港管理条例の一部改正について
- 議案書 94 ページ -
- 議案第 8 6 号 杵築市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議案書 97 ページ -
- 議案第 8 7 号 杵築市営住宅条例の一部改正について
- 議案書 99 ページ -
- 議案第 8 8 号 杵築市営住宅給水施設条例の制定について
- 議案書 101 ページ -
- 議案第 8 9 号 杵築市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 議案書 104 ページ -

- 議案第 9 0 号 杵築市定住促進住宅条例の一部改正について
－ 議案書 106 ページ －
- 議案第 9 1 号 杵築市都市公園条例の一部改正について
－ 議案書 108 ページ －
- 議案第 9 2 号 杵築市公共下水道条例の一部改正について
－ 議案書 111 ページ －
- 議案第 9 3 号 杵築市立図書館及び杵築市立民俗資料館条例の一部改正について
－ 議案書 114 ページ －
- 議案第 9 4 号 杵築市立山香工房（夢楽房）条例の一部改正について
－ 議案書 116 ページ －
- 議案第 9 5 号 杵築市きつき城下町資料館条例の一部改正について
－ 議案書 118 ページ －
- 議案第 9 6 号 杵築市杵築城条例の一部改正について
－ 議案書 121 ページ －
- 議案第 9 7 号 杵築市大原邸条例の一部改正について
－ 議案書 123 ページ －
- 議案第 9 8 号 杵築市佐野家条例の一部改正について
－ 議案書 125 ページ －

- 議案第 99 号 杵築市重光家条例の一部改正について
- 議案書 127 ページ -
- 議案第 100 号 杵築市磯矢邸条例の一部改正について
- 議案書 129 ページ -
- 議案第 101 号 杵築市 B & G 海洋センター条例の一部改正について
て
- 議案書 131 ページ -
- 議案第 102 号 杵築市文化体育館条例の一部改正について
- 議案書 133 ページ -
- 議案第 103 号 杵築市水道事業給水条例の一部改正について
- 議案書 138 ページ -
- 議案第 104 号 杵築市工業用水道事業給水条例の一部改正について
て
- 議案書 142 ページ -
- 議案第 105 号 杵築市立山香病院事業に係る料金条例の一部改正
について
- 議案書 144 ページ -
- 議案第 106 号 新市建設計画の変更について
- 議案書 146 ページ -
- 議案第 107 号 市道の路線認定について
- 議案書 157 ページ -

- 報告第 1 2 号 繰越明許費繰越計算書について
(平成 3 0 年度杵築市一般会計)
- 議案書 163 ページ -
- 報告第 1 3 号 繰越明許費繰越計算書について
(平成 3 0 年度杵築市公共下水道事業特別会計)
- 議案書 169 ページ -
- 報告第 1 4 号 繰越明許費繰越計算書について
(平成 3 0 年度杵築市特定環境保全公共下水道事業特別会計)
- 議案書 171 ページ -
- 報告第 1 5 号 繰越計算書について
(平成 3 0 年度杵築市水道事業会計)
- 議案書 173 ページ -

議案第 6 9 号

杵築市ケーブルネットワーク施設条例の一部改正に
ついて

杵築市ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和元年 5 月 2 9 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正
する条例

杵築市ケーブルネットワーク施設条例（平成17年杵築市条例
第20号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「860円」を「880円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第70号

杵築市上地区交流拠点施設条例の一部改正について

杵築市上地区交流拠点施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月29日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市上地区交流拠点施設条例の一部を改正する条例

杵築市上地区交流拠点施設条例（平成23年杵築市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1時間につき500円
1時間につき1,000円
宿泊を伴わない使用の場合1時間につき500円
宿泊使用者の使用又は宿泊使用者とともに他団体が使用の場合1団体1日につき1,000円

」を

「

1時間につき550円
1時間につき1,100円
宿泊を伴わない使用の場合1時間につき550円
宿泊使用者の使用又は宿泊使用者とともに他団体が使用の場合1団体1日につき1,100円

」に、

「

宿泊者以外の使用者のみ1人1回につき100円

」を

「

宿泊者以外の使用者のみ1人1回につき110円

」に改め、

同表備考2中「100円」を「110円」に、「200円」を「

220円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 7 1 号

杵築市コミュニティセンター条例の一部改正について

杵築市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 5 月 2 9 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市コミュニティセンター条例の一部を改正する
条例

杵築市コミュニティセンター条例（平成29年杵築市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

1時間につき 200円
1時間につき 200円
1時間につき 100円

」を

「

1時間につき 220円
1時間につき 220円
1時間につき 110円

」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第72号

杵築市山香ふれあい広場条例の一部改正について

杵築市山香ふれあい広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月29日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市山香ふれあい広場条例の一部を改正する条例

杵築市山香ふれあい広場条例（平成２９年杵築市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

別表杵築市山香ふれあい広場の項中「２００円」を「２２０円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

議案第73号

杵築市税条例等の一部改正について

杵築市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月29日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市税条例等の一部を改正する条例

(杵築市税条例の一部改正)

第1条 杵築市税条例（平成17年杵築市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金

等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第9項」に、「第8項」を「第10項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第13条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第13条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第14条の5第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第14条に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車(法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。))又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定す

る国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。) に基づき当該判断をするものとする。

- 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第14条の3の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があった時は、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
附則第14条の5に次の1項を加える。
- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。
附則第14条の6中「指定」の次に「（次項から第4項まで

において「初回車両番号指定」という。)を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第44条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第14条の6の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第14条の6の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条

の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。) に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 8 3 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第 8 7 条及び第 8 8 条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 1 0 0 分の 1 0 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第 2 条 杵築市税条例の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 1 項第 2 号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第 1 4 条の 6 第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 法附則第 3 0 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第 8 2 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽

自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条の6の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(杵築市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 杵築市税条例等の一部を改正する条例（平成28年杵築市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち、杵築市税条例附則第14条の3の次に3条を加える改正規定（同条例附則第14条の5第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同改正規定（同条例附則第14条の6第1項に係る部分に限る。）中「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を削る。

第4条 杵築市税条例等の一部を改正する条例（平成30年杵築市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、杵築市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「次の3項」を「次の8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使

用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる
と認められる場合において、同項の規定を適用しないで納
税申告書を提出することについて市長の承認を受けたとき
は、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告について
は、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4
第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に
提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受
け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記
載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の
前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限まで
に、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する
期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前
段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前
段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則
で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を
添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを
市長に提出しなければならない。
- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第1
0項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをや
めようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項
を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につ
き、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の
提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があ
った日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項
の申告については、第13項前段の規定は適用しない。た

だし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項」を「8項」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第1条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和元年10月1日
- （2） 第1条中杵築市税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第2条の規定 令和2年1月1日
- （3） 第2条中杵築市税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- （4） 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第

5条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の杵築市税条例(次項及び第3項において「2年新条例」という。)第36条の2第7項の改正規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第36条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき杵築市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の杵築市税条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げ

る規定による改正後の杵築市税条例（以下この条において「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の杵築市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 7 4 号

杵築市行政財産使用料条例の一部改正について

杵築市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 5 月 2 9 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

(杵築市行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 杵築市行政財産使用料条例（平成17年杵築市条例第84号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

杵築市立杵築小学校	体育館	午前9時から午後10時まで	1時間につき 200円	<p>1 1時間未満の使用時間は1時間として算定する。</p> <p>2 大田小学校の夜間照明施設の利用時間は、午後10時までとし、利用料は1時間につき2,480円とする。</p> <p>3 利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の100%を加算す</p>
杵築市立東小学校 杵築市立大内小学校 杵築市立八坂小学校 杵築市立北杵築小学校 杵築市立豊洋小学校 杵築市立護江	運動場	午前9時から午後10時まで	1時間につき 1000円	

小学校 杵築市 立山香 小学校 杵築市 立立石 小学校 杵築市 立大田 小学校				る。
--------------------------------------------------------------------	--	--	--	----

」

を

「

杵築市 立杵築 小学校 杵築市 立東小 学校 杵築市 立大内 小学校 杵築市 立八坂 小学校 杵築市 立北杵 築小学	体育館	午前9時 から 午後10 時まで	1時間につき 200円	1 1時間未 満の使用時 間は1時間 として算定 する。
	運動場	午前9時 から 午後10 時まで	1時間につき 100円	2 大田小学 校の夜間照 明施設の利 用時間は、 午後10時 までとし、 利用料は1 時間につき 2,480 円とする。

校 杵築市 立豊洋 小学校 杵築市 立護江 小学校 杵築市 立山香 小学校 杵築市 立立石 小学校 杵築市 立大田 小学校				3 利用者が 他市町村の 住民等の場 合は、使用 料の100 %を加算す る。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	-----------------------------------------------------------

」

に改める。

第2条 杵築市行政財産使用料条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

公の施設 の名称	区分	時間	金額	備考
体験型 農村交 流拠点	交流広場	午前8時 30分か ら	1時間につき 110円	1時間未満の 使用時間は1 時間として算

施設		午後 5 時 まで		定する。
杵築市 東山香 地区グ ラウン ド 杵築市 立石地 区グラ ウンド 杵築市 山浦地 区グラ ウンド 杵築市 向野地 区グラ ウンド	グラウン ド		1 時間につき 1 1 0 円	1 1 時間未 満の使用時 間は 1 時間 として算定 する。 2 利用者が 他市町村の 住民等の場 合は、使用 料の 1 0 0 %を加算す る。
杵築市 隣保館	集会室	午前 9 時 から 正午まで	1, 1 0 0 円	1 利用時間 が 1 区間に 満たない場 合も使用料 は、減額又 は免除しな い。 2 利用時間
		正午から 午後 5 時 まで	1, 6 5 0 円	
		午後 5 時 から	2, 2 0 0 円	

		午後10時まで		を延長した場合は、次の区間の1時間当たり料金に延長時間を乗じた額を加算する（1時間未満は、1時間とする。）。
	研修室	午前9時から正午まで	550円	
		正午から午後5時まで	1,100円	
		午後5時から午後10時まで	1,650円	
杵築市健康福祉センター	温泉場	祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第78号）に規定する休日をいう。以下同じ。）及び12月29日から翌年1月3	1回につき 一般 110円 小中学生 50円	利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の100%を加算する。

	<p>日までの期間を除く日（休館日を除く。）</p> <p>午前10時から午後9時まで</p> <p>祝日及び12月29日から翌年1月3日まで（休館日を除く。）</p> <p>午前10時から午後8時まで</p>		
多目的ホール	午前8時から午後10時まで	1時間につき 1,100円	1 1時間未満の使用時間は1時間として算定する。
冷暖房施設	午前8時から	1時間につき 1,650円	2 利用時間

	午後 10 時まで		を延長した場合は、1 時間当たり料金に延長時間を乗じた額を加算する（1 時間未満は、1 時間とする。）。
屋根付広場	午前 8 時から 午後 10 時まで	1 時間につき 5 5 0 円	<p>3 利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の 100% を加算する。</p> <p>4 利用者が入場料若しくはこれに類するものを徴収するとき又は入場料は徴収しないが営利を目的として利用す</p>

			る場合は、 使用料の2 00%を加 算する。
運動広場	午前6時 から 午後9時 30分ま で	1時間につき 110円	<p>1 1時間未 満の使用時 間は1時間 として算定 する。</p> <p>2 利用時間 を延長した 場合は、1 時間あたり 料金に延長 時間を乗じ た額を加算 する（1時 間未満は、 1時間とす る。）。</p> <p>3 利用者が</p>

			他市町村の住民等の場合は、使用料の100%を加算する。
夜間照明施設	午後5時30分から 午後9時30分まで	1時間につき 3,300円	<p>1 1時間未満の使用時間は1時間として算定する。</p> <p>2 利用時間を延長する場合は、30分ごととし1時間当たり使用料の50%を加算する（30分未満は、30分とする。）。</p> <p>3 利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の100%を加算す</p>

					る。
杵築市 大田横 岳自然 公園	横 岳 荘	研修 室 和室 (4 人用) 食室 ・厨 房	午前9時 から 午後5時 まで	1時間につき 330円	1時間未満の 使用時間は1 時間として算 定する。
			午後5時 から 午後10 時まで	1時間につき 550円	
		研修 室 和室 (2 人用) 和室 (4 人用) 洋室 (2 人用)	宿泊 チェック イン 午後3時 チェック アウト 午前10 時	一般 3,300円 小学生以下 2,200円	1泊食事なし の1人当たり の料金。
キャンプ 場	宿泊	一般 550円 小学生以下	1泊食事なし の1人当たり の料金。入浴		

		330円	料を含む。
	日帰り	一般 220円 小学生以下 110円	
テントフリーサイト		1張り 550円	
貸しテント		1張り 1,100円	5人用の料金
シャワー利用	午前11時から 午後4時まで	一般 220円 小学生以下 110円	1回当たりの料金。
天体観測施設「キララ館」		一般 330円 小学生以下 220円	
ログハウスくぬぎけやき	1棟 (定員5人) 宿泊 チェックイン 午後3時 チェックアウト	6,600円	1泊2日食事なしの1棟当たりの料金。 入浴料を含む。

	午前10時		
	1棟（泊なし）	1時間につき 1,100円	1時間未満の使用時間は1時間として算定する。
ログハウス かえで （風呂・シャワー付）	1棟 （定員12人） 宿泊 チェックイン 午後3時 チェックアウト 午前10時	27,500円	1泊2日食事なしの1棟当たりの料金。 入浴料を含む。
	1棟（泊なし）	1時間につき 1,100円	1時間未満の使用時間は1時間として算定する。
ログハウス もみじ	1棟 （定員24人） 宿泊 チェックイン	38,500円	1泊2日食事なしの1棟当たりの料金。 入浴料を含む。

	午後 3 時 チェック アウト 午前 1 0 時		
	1 棟 (泊 なし)	1 時間につき 1, 1 0 0 円	1 時間未満の 使用時間は 1 時間として算 定する。
ログハウ ス うめ さくら (風呂・ シャワー 付)	1 棟 (定員 7 人) 宿泊 チェック イン 午後 3 時 チェック アウト 午前 1 0 時	1 6, 5 0 0 円	1 泊 2 日食事 なしの 1 棟当 たりの料金。 入浴料を含 む。
	1 棟 (泊 なし)	1 時間につき 1, 1 0 0 円	1 時間未満の 使用時間は 1 時間として算 定する。
テニスコ ート (人工芝	午前 9 時 から 午後 9 時	1 面 1 時間につき 3 3 0 円	1 時間未満の 使用時間は 1 時間として算

)	まで		定する。
	夜間照明 施設	午後 5 時 から 午後 9 時 まで	1 面 1 時間につき 5 5 0 円	
杵築市 農村環 境改善 センタ ー	大会議室	午前 8 時 3 0 分か ら 午後 1 0 時まで	1 時間につき 2 2 0 円	1 1 時間未 満の使用時 間は 1 時間 として算定 する。
	調理室	午前 8 時 3 0 分か ら 午後 1 0 時まで	1 時間につき 2 2 0 円	2 農村環境 改善センタ ーの設置目 的以外で、 利用者が他 市町村の住 民等の場合 は使用料の 1 0 0 %を 加算する。
	その他研 修室等	午前 8 時 3 0 分か ら 午後 1 0 時まで	1 時間につき 1 1 0 円	
杵築市 大田山 村開発 センタ ー	ホール	午前 9 時 から 午後 1 0 時まで	1 時間につき 2 2 0 円	1 1 時間未 満の使用時 間は 1 時間 として算定 する。
	その他研 修室等	午前 9 時 から 午後 1 0	1 時間につき 1 1 0 円	2 利用者が 他市町村の

		時まで		住民等の場合は、使用料の100%を加算する。
酢屋の 坂下広 場	広場	午前6時 から	1時間につき 770円	1 1時間未満の利用時間は1時間として算定する。 2 広場で物品の販売その他これらに類する行為をする場合には200%を加算する。 3 水道を使用する場合は、水道料金及び公共下水道の使用料の実費相当額を加算する。
		午後10 時まで	終日 11,000円	
	建物	午前6時 から	1時間につき 160円	
		午後10 時まで	終日 2,200円	
J R 杵 築駅駐	駐車場	午前6時 から	1台1回につき 330円	1 月極めについては、

車場		午後 10 時まで		月額 3,300 円とする。ただし、平日のみ利用する場合は、月額 2,420 円とする。 2 平日とは、土曜日及び日曜日並びに祝日を除く日とする。
J R 中山香駅 駐車場	駐車場		1 月につき 2,200 円	
杵築市立杵築小学校 杵築市立東小学校	体育館	午前 9 時から 午後 10 時まで	1 時間につき 220 円	1 1 時間未満の使用時間は 1 時間として算定する。
杵築市立大内小学校	運動場	午前 9 時から 午後 10 時まで	1 時間につき 110 円	2 大田小学校の夜間照明施設の利用時間は、

<p>杵築市 立八坂 小学校 杵築市 立北杵 築小学 校 杵築市 立豊洋 小学校 杵築市 立護江 小学校 杵築市 立山香 小学校 杵築市 立立石 小学校 杵築市 立大田 小学校</p>				<p>午後 10 時 までとし、 利用料は 1 時間につき 2, 530 円とする。 3 利用者が 他市町村の 住民等の場 合は、使用 料の 100 %を加算す る。</p>
<p>杵築市 立山香 小学校</p>	<p>和室</p>	<p>午前 9 時 から 午後 10 時まで</p>	<p>1 時間につき 110 円</p>	<p>1 1 時間未 満の使用時 間は 1 時間 として算定 する。</p>
	<p>家庭科室</p>	<p>午前 9 時</p>	<p>1 時間につき</p>	

		から 午後 10 時まで	220円	2 利用者が 他市町村の 住民等の場 合は、使用 料の100 %を加算す る。
	多目的ホ ール	午前9時 から 午後10 時まで	1時間につき 220円	
杵築市 立杵築 中学校 杵築市 立宗近 中学校 杵築市 立山香 中学校	体育館	午前9時 から 午後10 時まで	1時間につき 220円	1 1時間未 満の使用時 間は1時間 として算定 する。 2 利用者が 他市町村の 住民等の場 合は、使用 料の100 %を加算す る。
	運動場	午前9時 から 午後10 時まで	1時間につき 110円	
	武道場	午前9時 から 午後10 時まで	1時間につき 110円	
	テニスコ ート	午前9時 から 午後10 時まで	1時間につき 110円	
杵築市 きつき 生涯学 習館	ホワイエ	午前9時 から 午後10 時まで	1日につき 440円	1 1時間未 満の使用時 間は1時間 として算定

杵築市 杵築中 央公民 館 杵築市 杵築地 区公民 館	第2研修 室	午前9時 から	1時間につき 330円	する。 2 利用者が 他市町村の 住民等の場 合は、使用 料の100 %を加算す る。 3 営利を目 的とする場 合は使用料 の200% を加算す る。
	第5研修 室	午後10 時まで		
	スタジオ 調理実習 室			
杵築市 中央公 民館 杵築市 山香中 央公民 館 杵築市 中地区 公民館	工芸室 第7研修 室	午前9時 から	1時間につき 220円	する。 2 利用者が 他市町村の 住民等の場 合は、使用 料の100 %を加算す る。 3 営利を目 的とする場 合は使用料 の200% を加算す る。
	第8研修 室	午後10 時まで		
	その他研 修室等	午前9時 から 午後10 時まで	1時間につき 110円	
杵築市 中央公 民館 杵築市 山香中 央公民 館 杵築市 中地区 公民館	多目的ホ ール	午前8時 30分か ら	1時間につき 220円	1 1時間未 満の使用時 間は1時間 として算定 する。 2 利用者が 他市町村の 住民等の場 合は、使用 料の100 %を加算す
	冷暖房設 備（多目 的ホール のみ）	午前8時 30分か ら	1時間につき 550円	
	調理室	午前8時	1時間につき	

		30分 から 午後10 時まで	220円	る。 3 営利を目的とする場合は使用料の200%を加算する。
	その他講座室等	午前8時 30分 から 午後10 時まで	1時間につき 110円	
杵築市 大田中 中央公民館	コミュニティーホール	午前8時 30分 から 午後10 時まで	1時間につき 220円	1 1時間未満の使用時間は1時間として算定する。
	ホール	午前8時 30分 から 午後10 時まで	1時間につき 220円	2 利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の100%を加算する。
	調理室	午前8時 30分 から 午後10 時まで	1時間につき 220円	3 営利を目的とする場合は使用料の200%を加算する。
	その他研修室等	午前8時 30分 から	1時間につき 110円	

		午後 10 時まで		
杵築市 北杵築 地区公 民館 杵築市 八坂地 区公民 館 杵築市 東地区 公民館 杵築市 奈狩江 地区公 民館 杵築市 大内地 区公民 館 杵築市 東山香 地区公 民館 杵築市 立石地	大会議室	午前 8 時 30 分か ら 午後 10 時まで	1 時間につき 220 円	1 1 時間未 満の使用時 間は 1 時間 として算定 する。
	調理室	午前 8 時 30 分か ら 午後 10 時まで	1 時間につき 220 円	2 利用者が 他市町村の 住民等の場 合は、使用 料の 100 %を加算す る。
	その他研 修室等	午前 8 時 30 分か ら 午後 10 時まで	1 時間につき 110 円	3 営利を目 的とする場 合は使用料 の 200% を加算す る。

区公民館 杵築市 山浦地区 公民館 杵築市 上地区 公民館				
杵築市 杵築十 王教育 文化会 館	研修室	午前9時 から 午後10 時まで	1時間につき 220円	1 1時間未 満の使用時 間は1時間 として算定 する。 2 利用者が 他市町村の 住民等の場 合は、使用 料の100 %を加算す る。
	茶室	午前9時 から 午後10 時まで	1時間につき 110円	
	その他会 議室	午前9時 から 午後10 時まで	1時間につき 110円	
杵築市 きつき 城下町 資料館	中根邸 (主屋)	午前9時 から 午後1時 まで	1回 2,200円	1 利用時間 が1区間に 満たない場 合も使用料 は、減額又 は免除しな
		午後1時 から	1回 2,200円	

		午後5時まで		<p>い。</p> <p>2 利用時間を延長した場合は、次の区間の1時間当たり料金に延長時間を乗じた額を加算する（1時間未満は、1時間とする。）。</p> <p>3 営利を目的とする場合は、使用料の200%を加算する。</p>
		午後5時から 午後9時まで	1回 4,400円	
一 松 邸	日本 間 (1)	午前9時から 午後1時まで	1回 1,100円	
		午後1時から 午後5時まで	1回 1,650円	
		午後5時から 午後9時まで	1回 2,200円	
	日本 間 (2)	午前9時から 午後1時まで	1回 880円	
		午後1時から 午後5時まで	1回 1,430円	
		午後5時	1回	

		から 午後 9 時 まで	1, 980 円	
	日本 間 (3)	午前 9 時 から 午後 1 時 まで	1 回 550 円	
		午後 1 時 から 午後 5 時 まで	1 回 1, 100 円	
		午後 5 時 から 午後 9 時 まで	1 回 1, 650 円	
杵築市 大原邸		大原邸 (主屋)	午前 9 時 から 午後 5 時 まで	1 時間につき 550 円

				する（1時間未満は、1時間とする。）。
杵築市 磯矢邸	磯矢邸 （主屋）	午前9時から 午後5時まで	1時間につき 550円	1 1時間未満の使用時間は1時間として算定する。 2 利用時間を延長した場合は、1時間当たり料金に延長時間を乗じた額を加算する（1時間未満は、1時間とする。）。
杵築市 能見邸	日本間 （上段の間・次の間）	午前9時から 午後5時まで	1時間につき 330円	1 1時間未満の使用時間は1時間として算定する。 2 営利を目的とする場
		午後5時から 午後9時	1時間につき 660円	

		まで		合は使用料の200%を加算する。
	日本間 (居間・書院)	午前9時から 午後5時まで	1時間につき 220円	
		午後5時から 午後9時まで	1時間につき 440円	
杵築市 営杵築 野球場	野球場	午前6時から 午後9時30分まで	1時間につき 330円	<p>1 1時間未満の使用時間は1時間として算定する。</p> <p>2 利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の100%を加算する。</p>
	夜間照明 施設	午後5時30分から 午後9時30分まで	1時間につき 3,520円	<p>1 1時間未満の使用時間は1時間として算定する。</p> <p>2 利用時間</p>

				<p>を延長する場合は、30分ごととし、1時間当たり料金の50%を加算する（30分未満は、30分とする。）。</p> <p>3 利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の100%を加算する。</p>
杵築市 営杵築 弓道場	弓道場	午前9時 から 午後10 時まで	1人1回につき 110円	利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の100%を加算する。
杵築市 営テニ スコ ート	テニス コート	午前6時 から 午後9時 30分ま	1面1時間につき 220円	1 1時間未満の使用時間は1時間として算定

		で		する。
	夜間照明 施設	午後 5 時 から 午後 9 時 30 分ま で	1 面 1 時間につき 440 円	2 利用時間 を延長する 場合は、1 時間ごとと し、1 時間 に満たない 場合も使用 料は、減額 又は免除し ない。 3 利用者が 他市町村の 住民等の場 合は、使用 料の 100 %を加算す る。
杵築市 営総合 運動場	運動場	午前 6 時 から 午後 9 時 30 分ま で	1 時間につき 220 円	1 1 時間未 満の使用時 間は 1 時間 として算定 する。
	夜間照明 施設	午後 5 時 から 午後 9 時 30 分ま	1 時間につき 220 円	2 利用者が 他市町村の 住民等の場 合は、使用

		で		料の100%を加算する。
杵築市 勤労者 体育セ ンター	体育館	午前9時 から 午後10 時まで	1時間につき 1面 250円	1 1時間未 満の使用時 間は1時間 として算定 する。 2 利用者が 他市町村の 住民等の場 合は、使用 料の100% を加算す る。
杵築市 営山香 グラウ ンド	グラウン ド	午前6時 から 午後10 時まで	1時間につき 330円	1 1時間未 満の使用時 間は1時間 として算定 する。 2 利用者が 他市町村の 住民等の場 合は、使用 料の100% を加算す る。
	夜間照明 施設	午後5時 から 午後10 時まで	1時間につき 1面 1,650円	

杵築市 営第2 山香グ ラウン ド	グラウン ド	午前6時 から 午後8時 まで	1時間につき 220円	1 1時間未 満の使用時 間は1時間 として算定 する。 2 利用者が 他市町村の 住民等の場 合は、使用 料の100 %を加算す る。
杵築市 営山香 弓道場	弓道場	午前9時 から 午後10 時まで	1人1回につき 110円	利用者が他市 町村の住民等 の場合は、使 用料の100 %を加算す る。
杵築市 営山香 体育館 杵築市 営立石 体育館 杵築市 営石丸 体育館	体育館	午前9時 から 午後10 時まで	1時間につき 1面 250円	1 1時間未 満の使用時 間は1時間 として算定 する。 2 利用者が 他市町村の 住民等の場 合は、使用

杵築市 営田原 体育館 杵築市 営朝田 体育館 杵築市 営東山 香体育 館 杵築市 営向野 体育館 杵築市 営山浦 体育館 杵築市 営上体 育館				料の100 %を加算す る。
杵築市 営山香 水泳プ ール	水泳プー ル	午前9時 から 午後6時 まで	小、中学生 1人1回につき 110円 一般 1人1回につき 220円	
杵築市 営山香	ゲートボ ール場	午前6時 から	1時間につき 1コート	1 1時間未 満の使用時

ゲート ボール 場		午後 8 時 まで	1 1 0 円	間は 1 時間 として算定 する。 2 利用者が 他市町村の 住民等の場 合は、使用 料の 1 0 0 %を加算す る。
杵築市 営大田 野球場	野球場	午前 6 時 から 午後 8 時 まで	1 時間につき 2 0 0 円	1 1 時間未 満の使用時 間は 1 時間 として算定 する。 2 利用者が 他市町村の 住民等の場 合は、使用 料の 1 0 0 %を加算す る。
杵築市 営大田 ゲート ボール 場	ゲートボ ール場	午前 6 時 から 午後 8 時 まで	1 時間につき 1 コート 1 1 0 円	1 1 時間未 満の使用時 間は 1 時間 として算定 する。

				<p>2 利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の100%を加算する。</p>
<p>杵築市 営サッカー場</p>	<p>人工芝コート</p>	<p>午前9時から 午後10時まで</p>	<p>1時間につき (平日) 一般 1,100円 中学生以下 600円 (土日祝日) 一般 1,600円 中学生以下 800円</p>	<p>1 1時間未満の使用時間は1時間として算定する。</p> <p>2 2分の1面又は4分の1面の利用はこの表で定める使用料にそれぞれ2分の1又は4分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>3 利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の100</p>

%を加算する。

4 利用者が入場料を徴収する場合は、1日につき1人当たりの最高入場料に20を乗じて得た額を使用料に加算する。

5 目的外使用（営利目的）の場合はこの表で定める使用料の200%を加算する。

6 算出した使用料及び加算使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、

			これを切り捨てる。
天然芝コート	午前 9 時から 午後 8 時まで	1 時間につき 一般 6 6 0 円 中学生以下 3 3 0 円	<p>1 1 時間未満の使用時間は 1 時間として算定する。</p> <p>2 利用者が入場料を徴収する場合は、1 日につき 1 人当たりの最高入場料に 2 0 を乗じて得た額を使用料に加算する。</p> <p>3 目的外使用（営利目的）の場合はこの表で定める使用料の 2 0 0 % を加算する。</p>
夜間照明	午後 5 時	1 時間につき	1 1 時間未

施設	から 午後 10 時まで	全面全灯 2, 200 円 全面半灯 1, 100 円	満の使用時間 は 1 時間 として算定 する。 2 人工芝コ ートを 2 分 の 1 面又は 4 分の 1 面 に区切って 使用する場 合は、これ に応じた金 額とする。
(管理棟) 会議室	午前 9 時 から 午後 10 時まで	1 時間につき 220 円	1 1 時間未 満の使用時 間は 1 時間 として算定 する。 2 冷暖房の 使用は 1 時 間につき 1 10 円を使 用料に加算 する。
(管理棟) シャワ ー	午前 9 時 から 午後 10	1 回につき 110 円	

		時まで		
杵築市 営多目 的広場 1	グラウン ド	午前6時 から 午後8時 まで	1時間につき 110円	<p>1 1時間未満の使用時間は1時間として算定する。</p> <p>2 利用時間を延長する場合は、1時間ごととし、1時間に満たない場合も使用料は、減額又は免除しない。</p> <p>3 利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の100%を加算する。</p>
杵築市 海浜夢 公園テ ニスコ	テニスコ ート	午前6時 から 午後8時 まで	1面1時間につき 220円	<p>1 1時間未満の使用時間は1時間として算定</p>

ト				<p>する。</p> <p>2 利用時間を延長する場合は、1時間ごととし、1時間に満たない場合も使用料は、減額又は免除しない。</p> <p>3 利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の100%を加算する。</p>
---	--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杵築市行政財産使用料条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

議案第75号

杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例の一部改正について

杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月29日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例の一部を
改正する条例

杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例（平成17年杵築市
条例第90号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

210円
2,100円
320円
3,200円

」を

「

220円
2,200円
330円
3,300円

」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第76号

杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月29日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年杵築市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 77 号

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 5 月 29 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年杵築市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

（1） 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

（2） 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第4号中「乳幼児の食事」を「利用乳幼児の食事」に改め、「。附則第2条第2項において同じ」を削る。

第45条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第

1 2 項第 2 号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第 3 条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第 6 条第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第 2 条第 1 項中「5 年」を「10 年」に改め、同条第 2 項中「(第 22 条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削る。

附則第 3 条中「5 年」を「10 年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第78号

杵築市健康推進館条例の一部改正について

杵築市健康推進館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月29日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市健康推進館条例の一部を改正する条例

杵築市健康推進館条例（平成24年杵築市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

320円	430円
160円	
3,200円	4,300円
1,600円	
100円	210円
50円	

」を

「

330円	440円
160円	220円
3,300円	4,400円
1,600円	2,200円
110円	220円
50円	110円

」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第79号

杵築市平尾台住宅団地汚水処理場条例の一部改正に
ついて

杵築市平尾台住宅団地汚水処理場条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和元年5月29日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市平尾台住宅団地汚水処理場条例の一部を改正
する条例

杵築市平尾台住宅団地汚水処理場条例（平成17年杵築市条例
第120号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

2, 160円
162円
172.8円

」を

「

2, 200円
165円
176円

」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 80 号

杵築市簡易水道事業給水条例の一部改正について

杵築市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 5 月 29 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

杵築市簡易水道事業給水条例（平成17年杵築市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項の表13ミリメートルの項中「43, 200円」を「44, 000円」に改め、同表20ミリメートルの項中「86, 400円」を「88, 000円」に改め、同表25ミリメートルの項中「162, 000円」を「165, 000円」に改め、同表40ミリメートルの項中「324, 000円」を「330, 000円」に改め、同表50ミリメートルの項中「648, 000円」を「660, 000円」に改め、同表75ミリメートルの項中「1, 620, 000円」を「1, 650, 000円」に改め、同表100ミリメートルの項中「3, 240, 000円」を「3, 300, 000円」に改め、同表125ミリメートルの項中「5, 400, 000円」を「5, 500, 000円」に改める。

別表の1の表中

「

1, 54 2. 85 円	0円	1 m ³ につ き15 4. 27 円	1 m ³ につ き17 4. 85 円	1 m ³ につ き18 5. 13 円
6, 17 1. 42 円	1 m ³ につき 205. 70円			
4, 11 4. 28	1 m ³ につき 257. 13円			

円	
---	--

」を

「

1, 57 1. 42 円	0円	1 m ³ につ き15 7. 13 円	1 m ³ につ き17 8. 09 円	1 m ³ につ き18 8. 56 円
6, 28 5. 70 円	1 m ³ につき 209. 51円			
4, 19 0. 47 円	1 m ³ につき 261. 89円			

」に

改める。

別表の2の表使用料の項中「102. 84円」を「104. 75円」に、「143. 99円」を「146. 66円」に、「226. 28円」を「230. 47円」に、「473. 13円」を「481. 89円」に、「1, 007. 99円」を「1, 026. 66円」に、「1, 398. 84円」を「1, 424. 75円」に、「1, 954. 28円」を「1, 990. 47円」に、「3, 311. 99円」を「3, 373. 32円」に、「5, 451. 41円」を「5, 552. 37円」に、「9, 730. 28円」を「9, 910. 47円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の杵築市簡易水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道で、施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

議案第 8 1 号

杵築市介護保険条例の一部改正について

杵築市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 5 月 2 9 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市介護保険条例の一部を改正する条例

杵築市介護保険条例（平成17年杵築市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年度まで」を「令和2年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度及び令和2年度」に改め、「33,300円」を「27,800円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「27,800円」とあるのは、「46,300円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「27,800円」とあるのは、「53,700円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の杵築市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第2条の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 8 2 号

杵築市山香温泉風の郷条例の一部改正について

杵築市山香温泉風の郷条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 5 月 2 9 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市山香温泉風の郷条例の一部を改正する条例

杵築市山香温泉風の郷条例（平成17年杵築市条例第137号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

利用料金の名称	区分		単位	金額	備考
宿泊料	和室 洋室 離れ	一般	1人 1泊	20,000円 以下	1 「一般」とは、中学校の生徒及びこれに準ずる者以上の者をいう。 2 「小学生」とは、小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。 3 「幼児」とは、3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。 4 小学生以下の宿泊料については、一般の料金の半額を徴収する。 5 幼児の宿泊料については、無料とする。ただし、独
休憩料	和室 洋室 離れ	一般	1時間 当たり	2,500円 以下	
会議利用料	小研修室		1時間 当たり	2,500円 以下	
入浴料	一般		1回 当たり	500円 以下	
	小学生以下		1回 当たり	400円 以下	
ロッカー利用料			1回 当たり	200円 以下	

			<p>立して寝具を利用した場合に限り、小学生以下の料金を徴収する。</p> <p>6 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日の宿泊料は、2,000円（税別）加算する。</p> <p>7 特別料理を注文した場合の食事料は、別に定める。</p> <p>8 年末年始の宿泊料は、別に定める。</p> <p>9 入浴料には、サウナルーム利用料が含まれる。</p>
--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 83 号

杵築市農業集落排水施設条例の一部改正について

杵築市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 5 月 29 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

杵築市農業集落排水施設条例（平成17年杵築市条例第157号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表金額の項中「1,512円」を「1,540円」に、「172.8円」を「176円」に、「205.2円」を「209円」に改める。

別表の2（1）①の表1人家族の項中「1,540」を「1,560」に改め、同表2人家族の項中「2,740」を「2,780」に改め、同表3人家族の項中「3,340」を「3,390」に改め、同表4人家族の項中「3,940」を「4,000」に改め、同表5人家族の項中「4,540」を「4,610」に改め、同表6人家族以上の項中「5,140」を「5,220」に改める。

別表の2（1）②の表1人家族の項中「1,540」を「1,560」に改め、同表2人家族の項中「1,900」を「1,920」に改め、同表3人家族の項中「2,260」を「2,280」に改め、同表4人家族の項中「2,620」を「2,640」に改め、同表5人家族の項中「2,980」を「3,000」に改め、同表6人家族以上の項中「3,340」を「3,360」に改める。

別表の2（1）③の表1人家族の項中「1,540」を「1,560」に改め、同表2人家族の項中「2,380」を「2,400」に改め、同表3人家族の項中「2,800」を「2,820」に改め、同表4人家族の項中「3,220」を「3,240」に改め、同表5人家族の項中「3,640」を「3,660」に改め、同表6人家族以上の項中「4,060」を「4,080」に改める。

別表の2(2)①の表1人の部事業所のみの項中「1, 540」を「1, 560」に改め、同部住居併用の項中「600」を「610」に改め、同表2人の部事業所のみの項中「2, 740」を「2, 780」に改め、同部住居併用の項中「1, 200」を「1, 220」に改め、同表3人の部事業所のみの項中「3, 340」を「3, 390」に改め、同部住居併用の項中「1, 800」を「1, 830」に改め、同表4人の部事業所のみの項中「3, 940」を「4, 000」に改め、同部住居併用の項中「2, 400」を「2, 440」に改め、同表5人の部事業所のみの項中「4, 540」を「4, 610」に改め、同部住居併用の項中「3, 000」を「3, 050」に改め、同表6人の部事業所のみの項中「5, 140」を「5, 220」に改め、同部住居併用の項中「3, 600」を「3, 660」に改め、同表10人の部事業所のみの項中「7, 540」を「7, 660」に改め、同部住居併用の項中「6, 000」を「6, 100」に改め、同表20人の部事業所のみの項中「13, 540」を「13, 760」に改め、同部住居併用の項中「12, 000」を「12, 200」に改め、同表30人の部事業所のみの項中「19, 540」を「19, 860」に改め、同部住居併用の項中「18, 000」を「18, 300」に改め、同表40人の部事業所のみの項中「25, 540」を「25, 960」に改め、同部住居併用の項中「24, 000」を「24, 400」に改め、同表50人の部事業所のみの項中「31, 540」を「32, 060」に改め、同部住居併用の項中「30, 000」を「30, 500」に改め、同表60人の部事業所のみの項中「37, 540」を「38, 160」に改め、同部住居併用の項中「36, 000」を「36, 600」に改める。

別表の2(2)②の表1人の部事業所のみの項中「1, 540

」を「1, 560」に改め、同表2人の部事業所のみの項中「1, 900」を「1, 920」に改め、同表3人の部事業所のみの項中「2, 260」を「2, 280」に改め、同表4人の部事業所のみの項中「2, 620」を「2, 640」に改め、同表5人の部事業所のみの項中「2, 980」を「3, 000」に改め、同表6人の部事業所のみの項中「3, 340」を「3, 360」に改め、同表10人の部事業所のみの項中「4, 780」を「4, 800」に改め、同表20人の部事業所のみの項中「8, 380」を「8, 400」に改め、同表30人の部事業所のみの項中「11, 980」を「12, 000」に改め、同表40人の部事業所のみの項中「15, 580」を「15, 600」に改め、同表50人の部事業所のみの項中「19, 180」を「19, 200」に改め、同表60人の部事業所のみの項中「22, 780」を「22, 800」に改める。

別表の2(2)③の表1人の部事業所のみの項中「1, 540」を「1, 560」に改め、同表2人の部事業所のみの項中「2, 380」を「2, 400」に改め、同表3人の部事業所のみの項中「2, 800」を「2, 820」に改め、同表4人の部事業所のみの項中「3, 220」を「3, 240」に改め、同表5人の部事業所のみの項中「3, 640」を「3, 660」に改め、同表6人の部事業所のみの項中「4, 060」を「4, 080」に改め、同表10人の部事業所のみの項中「5, 740」を「5, 760」に改め、同表20人の部事業所のみの項中「9, 940」を「9, 960」に改め、同表30人の部事業所のみの項中「14, 140」を「14, 160」に改め、同表40人の部事業所のみの項中「18, 340」を「18, 360」に改め、同表50人の部事業所のみの項中「22, 540」を「22, 560」に改め、同表60人の部事業所のみの項中「26, 740」を

「26, 760」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の杵築市農業集落排水施設条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している施設の使用で、施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 8 4 号

杵築市家畜診療使用料条例の一部改正について

杵築市家畜診療使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 5 月 2 9 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市家畜診療使用料条例の一部を改正する条例

杵築市家畜診療使用料条例（平成１７年杵築市条例第１６２号）の一部を次のように改正する。

別表観血去勢料の項中「４，３２０円」を「４，４００円」に改め、同表中鼻孔術の項中「５４０円」を「５５０円」に改め、同表妊娠鑑定及び証明書料の項中「１，０８０円」を「１，１００円」に改め、同表指示書料の項中「１，０８０円」を「１，１００円」に改め、同表その他証明書料の項中「１，０８０円」を「１，１００円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

議案第 8 5 号

杵築市漁港管理条例の一部改正について

杵築市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 5 月 2 9 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市漁港管理条例の一部を改正する条例

杵築市漁港管理条例（平成17年杵築市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「に届け出なければ」を「の許可を受けなければ」に改める。

第14条第1項中「を利用する者」を「の利用許可を受けた者」に改める。

別表第1中

「

257円
1,000円
457円

」を

「

269円
1,000円
480円

」に改める。

別表第2中

「

164円
125円
115円
115円
78円
140円

9 1 円
1 6 4 円
5 3 円
6 6 円
7 8 円
1 2 6 円

」を

「

1 7 2 円
1 3 1 円
1 2 0 円
1 2 0 円
8 1 円
1 4 7 円
9 6 円
1 7 2 円
5 6 円
6 9 円
8 1 円
1 3 2 円

」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 8 6 号

杵築市道路占用料徴収条例の一部改正について

杵築市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 5 月 2 9 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

杵築市道路占用料徴収条例（平成17年杵築市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 87 号

杵築市営住宅条例の一部改正について

杵築市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 5 月 29 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市営住宅条例の一部を改正する条例

杵築市営住宅条例（平成17年杵築市条例第170号）の一部を次のように改正する。

別表松葉台住宅の項中「1279番地20～24・1314番地1・10・11・14」を「1314番地21・24」に改め、同表立石第2住宅の項中「1342番地1・2」を「1342番地1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 88 号

杵築市営住宅給水施設条例の制定について

杵築市営住宅給水施設条例を次のように定める。

令和元年 5 月 29 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市営住宅給水施設条例

杵築市営住宅給水施設使用料条例（平成17年杵築市条例第171号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、杵築市営住宅給水施設（以下「給水施設」という。）の管理及び使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 給水施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
杵掛第1団地給水施設	杵築市大田杵掛1516番地1
杵掛第2団地給水施設	杵築市大田杵掛17番地1

（管理）

第3条 給水施設の管理は、市長が行うものとする。

（使用者）

第4条 給水施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、杵築市営住宅条例（平成17年杵築市条例第170号）に定める杵掛第1団地又は杵築市特定公共賃貸住宅条例（平成17年杵築市条例第172号）に定める杵掛第2団地に入居するものとする。

（使用料の額）

第5条 市が使用者から徴収する使用料（以下「使用料」という。）の額は、杵築市水道事業給水条例（平成17年杵築市条例第220号）第23条の規定に準じて算出した額とする。

（手数料）

第6条 市が使用者から徴収する手数料（以下「手数料」という。）は、杵築市水道事業給水条例第29条第1項の規定に準ずる。

(徴収の方法)

第7条 市長は、使用者から使用料及び手数料を徴収する。

2 市長は、使用料及び手数料を徴収するときは、使用者に対し納入通知書を送付する。

3 前項の規定に関わらず、市長が必要と認めるときは、口座振替、集金等により使用料及び手数料を徴収することができる。

(使用料及び手数料の減免)

第8条 市長は、特別の理由がある場合は、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の杵築市営住宅給水施設条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している施設の使用で、施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 89 号

杵築市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

杵築市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 5 月 29 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

杵築市特定公共賃貸住宅条例（平成17年杵築市条例第172号）の一部を次のように改正する。

別表下原団地の項中「48, 520円」を「48, 540円」に改め、同表若宮第2団地の項中「53, 860円」を「53, 880円」に改め、同表俣水第2団地の項中「30, 860円」を「30, 880円」に改め、同表沓掛第2団地の項中「30, 860円」を「30, 880円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第90号

杵築市定住促進住宅条例の一部改正について

杵築市定住促進住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月29日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市定住促進住宅条例の一部を改正する条例

杵築市定住促進住宅条例（平成17年杵築市条例第173号）の一部を次のように改正する。

別表第2 さつきヶ丘住宅（A・B・D・E・H・J棟）の項中「35,860円」を「35,880円」に改め、同表さつきヶ丘住宅（C・F・G・I・K棟）の項中「33,860円」を「33,880円」に改め、同表上市住宅の項中「37,860円」を「37,880円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 9 1 号

杵築市都市公園条例の一部改正について

杵築市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 5 月 2 9 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市都市公園条例の一部を改正する条例

杵築市都市公園条例（平成17年杵築市条例第177号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

108円
2,700円
2,700円
108円
54円
5円
216円
54,000円
54円
5円
54円
5円
10円
540円
21円
54円
21円
21円

」を

「

110円

2, 7 5 0 円
2, 7 5 0 円
1 1 0 円
5 5 円
5 円
2 2 0 円
5 5, 0 0 0 円
5 5 円
5 円
5 5 円
5 円
1 1 円
5 5 0 円
2 2 円
5 5 円
2 2 円
2 2 円

」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 9 2 号

杵築市公共下水道条例の一部改正について

杵築市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 5 月 2 9 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市公共下水道条例の一部を改正する条例

杵築市公共下水道条例（平成17年杵築市条例第180号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中

「

2, 160円
162円
172.8円
32.4円

」を

「

2, 200円
165円
176円
33円

」に改める。

別表第2の2の表中

「

1, 512円
172.8円
205.2円

」を

「

1, 540円
176円
209円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の杵築市公共下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供用している下水道の使用で、施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 93 号

杵築市立図書館及び杵築市立民俗資料館条例の一部
改正について

杵築市立図書館及び杵築市立民俗資料館条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和元年 5 月 29 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市立図書館及び杵築市立民俗資料館条例の一部
を改正する条例

杵築市立図書館及び杵築市立民俗資料館条例（平成17年杵築市条例第198号）の一部を次のように改正する。

別表第3 杵築市立図書館の部多目的室の項中「300円」を「330円」に改め、同部会議室1の項中「100円」を「110円」に改め、同部会議室2の項中「200円」を「220円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 9 4 号

杵築市立山香工房（夢楽房）条例の一部改正について

杵築市立山香工房（夢楽房）条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 5 月 2 9 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市立山香工房（夢楽房）条例の一部を改正する
条例

杵築市立山香工房（夢楽房）条例（平成17年杵築市条例第201号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	利用時間	使用料
杵築市立山香工房	2時間以内	330円
	4時間以内	660円
	4時間を超えるもの	1,320円

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 95 号

杵築市きつき城下町資料館条例の一部改正について

杵築市きつき城下町資料館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 5 月 29 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市きつき城下町資料館条例の一部を改正する条例

杵築市きつき城下町資料館条例（平成17年杵築市条例第205号）の一部を次のように改正する。

別表の（1）の表中

「

200円	800円
100円	400円
160円	700円
80円	350円

」を

「

300円	1,200円
150円	600円
240円	1,000円
120円	500円

」に改める。

別表の（2）の表中

「

100円	800円
50円	400円
80円	700円
40円	350円

」を

「

150円	1,200円
------	--------

80円	600円
120円	1,000円
60円	500円

」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 96 号

杵築市杵築城条例の一部改正について

杵築市杵築城条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 5 月 29 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市杵築城条例の一部を改正する条例

杵築市杵築城条例（平成17年杵築市条例第206号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

300円	800円
150円	400円
240円	700円
120円	350円

」を

「

400円	1,200円
200円	600円
320円	1,000円
160円	500円

」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 97 号

杵築市大原邸条例の一部改正について

杵築市大原邸条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 5 月 29 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市大原邸条例の一部を改正する条例

杵築市大原邸条例（平成17年杵築市条例第207号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

200円	800円
100円	400円
160円	700円
80円	350円

」を

「

300円	1,200円
150円	600円
240円	1,000円
120円	500円

」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 98 号

杵築市佐野家条例の一部改正について

杵築市佐野家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 5 月 29 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市佐野家条例の一部を改正する条例

杵築市佐野家条例（平成17年杵築市条例第208号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

100円	800円
50円	400円
80円	700円
40円	350円

」を

「

150円	1,200円
80円	600円
120円	1,000円
60円	500円

」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 99 号

杵築市重光家条例の一部改正について

杵築市重光家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 5 月 29 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市重光家条例の一部を改正する条例

杵築市重光家条例（平成17年杵築市条例第209号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

100円	800円
50円	400円
80円	700円
40円	350円

」を

「

150円	1,200円
80円	600円
120円	1,000円
60円	500円

」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第100号

杵築市磯矢邸条例の一部改正について

杵築市磯矢邸条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月29日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市磯矢邸条例の一部を改正する条例

杵築市磯矢邸条例（平成17年杵築市条例第212号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

200円	800円
100円	400円
160円	700円
80円	350円

」を

「

300円	1,200円
150円	600円
240円	1,000円
120円	500円

」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第101号

杵築市B & G海洋センター条例の一部改正について

杵築市B & G海洋センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月29日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市B & G海洋センター条例の一部を改正する条例

杵築市B & G海洋センター条例（平成17年杵築市条例第216号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1時間につき 1面200円
1時間につき 100円
高校生以上1回につき 210円 小・中学生1回につき 100円

」を

「

1時間につき 1面250円
1時間につき 110円
高校生以上1回につき 220円 小・中学生1回につき 110円

」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第102号

杵築市文化体育館条例の一部改正について

杵築市文化体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月29日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市文化体育館条例の一部を改正する条例

杵築市文化体育館条例（平成19年杵築市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表の（1）の表中

「

1,200円
600円
400円
200円
400円
200円
50円
50円
100円
300円
3,000円
100円
200円
150円
200円
150円

」を

「

1,500円
750円
500円

2 2 0 円
4 4 0 円
2 2 0 円
5 0 円
5 0 円
1 1 0 円
3 3 0 円
3, 3 0 0 円
1 1 0 円
2 2 0 円
1 6 0 円
2 2 0 円
1 6 0 円

」に改める。

別表の（２）の表中

「

1, 6 8 0 円
8 4 0 円
4 2 0 円
1, 0 8 0 円
4, 0 5 0 円
5, 9 4 0 円
9 1 0 円
1, 6 2 0 円
1 0, 8 0 0 円
2 1 0 円
1 0 0 円

50円
50円
50円
20円
210円
3,240円
160円
210円
320円
2,700円
20円
160円
210円

」を

「

1,720円
860円
430円
1,100円
4,120円
6,050円
930円
1,650円
11,000円
220円
110円
50円

50円
50円
20円
220円
3,300円
160円
220円
330円
2,750円
20円
160円
220円

」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第103号

杵築市水道事業給水条例の一部改正について

杵築市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月29日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市水道事業給水条例の一部を改正する条例

杵築市水道事業給水条例（平成17年杵築市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項の表13ミリメートルの項中「43, 200円」を「44, 000円」に改め、同表20ミリメートルの項中「86, 400円」を「88, 000円」に改め、同表25ミリメートルの項中「162, 000円」を「165, 000円」に改め、同表40ミリメートルの項中「324, 000円」を「330, 000円」に改め、同表50ミリメートルの項中「648, 000円」を「660, 000円」に改め、同表75ミリメートルの項中「1, 620, 000円」を「1, 650, 000円」に改め、同表100ミリメートルの項中「3, 240, 000円」を「3, 300, 000円」に改め、同表125ミリメートルの項中「5, 400, 000円」を「5, 500, 000円」に改める。

別表の1の表中

「

1, 5 42. 85円	0円	1 m ³ に つき1 54. 27円	1 m ³ に つき1 74. 85円	1 m ³ につき18 5. 13円
6, 1 71. 42円	1 m ³ につき205. 70円			
10, 28	1 m ³ につき205. 70円			1 m ³ に つき

5.7 0円		10 2.8 4円
4,1 14. 28円	1 m ³ につき257.13円	

」

を

「

1,5 71. 42円	0円	1 m ³ に つき1 57. 13円	1 m ³ に つき1 78. 09円	1 m ³ につき18 8.56円
6,2 85. 70円	1 m ³ につき209.51円			
10, 47 6.1 8円	1 m ³ につき209.51円			1 m ³ に つき 10 4.7 5円
4,1 90. 47円	1 m ³ につき261.89円			

」

に改める。

別表の2の表使用料の項中「102.84円」を「104.75円」に、「143.99円」を「146.66円」に、「22

6. 28円」を「230.47円」に、「473.13円」を「481.89円」に、「1,007.99円」を「1,026.66円」に、「1,398.84円」を「1,424.75円」に、「1,954.28円」を「1,990.47円」に、「3,311.99円」を「3,373.32円」に、「5,451.41円」を「5,552.37円」に、「9,730.28円」を「9,910.47円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の杵築市水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道で、施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

議案第104号

杵築市工業用水道事業給水条例の一部改正について

杵築市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月29日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例

杵築市工業用水道事業給水条例（平成17年杵築市条例第221号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項第5号の表使用料（1個につき1月）の項中「7,560円」を「7,700円」に、「10,800円」を「11,000円」に改める。

別表杵築市工業用水道の項中「30.85円」を「31.42円」に、「61.71円」を「62.85円」に、「21.60円」を「22.00円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の杵築市工業用水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道で、施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

議案第105号

杵築市立山香病院事業に係る料金条例の一部改正に
ついて

杵築市立山香病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和元年5月29日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市立山香病院事業に係る料金条例の一部を改正
する条例

杵築市立山香病院事業に係る料金条例（平成 23 年杵築市条例
第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項に次のただし書を加える。

ただし、消費税法の規定に基づく消費税及び地方税法（昭和
25 年法律第 226 号）の規定に基づく地方消費税が課される
ものに係る料金については、消費税の額及び地方消費税の額に
相当する額を当該料金の額に加算する。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

議案第106号

新市建設計画の変更について

新市建設計画の一部を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第7項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年5月29日提出

杵築市長 永 松 悟

記

新市建設計画 新旧対照表

区分	変更後	変更前
表紙	<p>新市建設計画</p> <p>杵築市・山香町・大田村合併協議会 平成17年1月 策定</p> <p>杵築市 平成25年3月 変更 令和元年 月 変更</p>	<p>新市建設計画 (平成25年3月変更)</p> <p>杵築市・山香町・大田村合併協議会</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
各ページ右上見出し	_____	杵築市・山香町・大田村 新市建設計画
1 はじめに	<p>6. 本計画における主要事業、公共的施設の統合整備計画は、合併後、概ね20年間、財政計画は、合併後、概ね25年間について定めるものとします。</p>	<p>6. 本計画における主要事業、公共的施設の統合整備計画は、合併後、概ね15年間、財政計画は、合併後、概ね20年間について定めるものとします。</p>
3 主要指標の見直し	<p>(1) 人口 国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した合併後20年後の2025年の人口は26,403人と予測されます。 2008年以降は、転出傾向が続く人口は大幅に減少しますが、今後徐々に減少する傾向が続くと予想されます。 年齢階層別人口では、年少人口と生産年齢人口は一貫して減少傾向が続く、高齢化人口は増加傾向ですが、2020年をピークに減少傾向が予想されます。 2025年では、年少人口(0～14歳)2,917人、生産年齢人口(15～64歳)13,042人、老年人口(65歳以上)10,444人、高齢化率39.6%になるものと推計されています。</p>	<p>(1) 人口 ここでは、コーホート要因法(「解説」を参照)により、新市の将来の人口推計を実施しました。転入転出による社会移動については、近年の地域への転入増加傾向を踏まえつつも、今後とも増加傾向が継続するかについては確定しにくいため、平成9年度から13年度までの平均移動率の半数をもって、本人口推計における社会移動率と想定しました。 その結果、合併直後の平成17年度には人口33,826人、高齢化率(65歳以上人口比率)28.8%となるものの、以降は微減傾向となり、平成27年度には、人口32,707人、高齢化率30.3%になるものと推計されました。</p>

新市建設計画 新旧対照表

区分	変更後		変更前	
	3 主要指標の見通し	(1) 人口		新市の将来推計人口

	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
総人口	33,567	32,083	30,185	28,298	26,403
年少人口	4,000	3,795	3,512	3,263	2,917
生産年齢人口	18,824	18,166	16,204	14,393	13,042
老年人口	9,807	10,121	10,469	10,642	10,444
高齢化率	29.2	31.5	34.7	37.6	39.6

※2015年までは国勢調査、2020年からは国立社会保険・人口問題研究所推計補推

(単位:人)

年	年少人口(0~14歳人口)	生産年齢人口(15~64歳人口)	老年人口(65歳以上人口)	総人口
2005年	4,000	18,824	9,807	33,567
2010年	3,795	18,166	10,121	32,083
2015年	3,512	16,204	10,469	30,185
2020年	3,263	14,393	10,642	28,298
2025年	2,917	13,042	10,444	26,403

(単位:人)

年	0~14歳人口	15~64歳人口	65歳以上人口	総人口
平成14年(10月1日現在)	4,400	19,350	9,617	33,367
17年度	4,242	19,841	9,743	33,826
22年度	4,104	19,649	9,647	33,400
27年度	4,010	18,774	9,823	32,707

	平成14年(10月1日現在)	17年度	22年度	27年度
14歳以下人口比率	13.2%	12.5%	12.3%	12.3%
生産年齢人口比率	57.9%	58.7%	58.8%	57.4%
65歳以上人口比率	28.8%	28.8%	28.9%	30.3%

新市建設計画 新旧対照表

区分		変更後	変更前																							
3 主要 指標の見 通し	(1) 人口		<p>(解説) コーホート要因法とは 総人口を生齢階層区分ごとに区切ったうえで、各階層区分の人口が一定の生存確率により上位の階層区 分にシフトしていくことに着目して、将来の経年的な人口変動を推計する手法である。</p>																							
	(2) 世帯数	<p>(2) 世帯数 2025年には、世帯数は11,572世帯、1世帯あたり人員が 2.28人となるものと予測されます。 世帯数は、核家族化の進行などで横ばい傾向でありまし たが、今後は人口減少により減少傾向に転じ、また、高齢 者の増加に伴う「高齢者独居世帯」と「高齢者夫婦世帯」 の占める割合が高くなることが予想されます。</p>	<p>(2) 世帯数 世帯数については、男女別・年齢階級別の人口推計結果 に、大分県の男女別・年齢階級別の世帯主率推計値(国立 社会保障・人口問題研究所による)を乗じることにより、 男女別・年齢階級別の世帯主数を推計し、これを合計した ものを総世帯数の推計値とします。しかし、新市の地域特 性を配慮し、構成各市町村における、平成12年世帯数推計 値と同年国勢調査における世帯実数との比率を「補正値」 とし、合併以降の推計値においては、3地区(杵築・山 香・大田)の推計値に「補正値」を乗じることによって、 総世帯数を推計しました。その結果、新市の世帯数は、平 成17年には約12,200世帯となり、平成12年と比べ約500世 帯の増加が見込まれますが、その後減少傾向に転じ、平成 27年には約12,000世帯になるものと推計されます。 また、1世帯あたりの人員は核家族化が進行し、平成12 年の2.86人から、平成27年には2.72人程度に減少するもの と想定されます。</p>																							
		<p>世帯数の推計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">(単位:世帯、人)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2010年</th> <th>2015年</th> <th>2020年</th> <th>2025年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯数</td> <td>12,988</td> <td>12,181</td> <td>12,084</td> <td>12,291</td> <td>11,572</td> </tr> <tr> <td>1世帯あたり人員</td> <td>2.58</td> <td>2.63</td> <td>2.49</td> <td>2.30</td> <td>2.28</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2015年までは国勢調査、2020年からは国勢調査等による世帯主率法による推計</p>	(単位:世帯、人)						2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	世帯数	12,988	12,181	12,084	12,291	11,572	1世帯あたり人員	2.58	2.63	2.49	2.30	2.28	<p>図表 新市の将来世帯数見通し</p>
(単位:世帯、人)																										
	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年																					
世帯数	12,988	12,181	12,084	12,291	11,572																					
1世帯あたり人員	2.58	2.63	2.49	2.30	2.28																					

新市建設計画 新旧対照表

区分		変更後		変更前						
		2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	平成12年 (実績値)	平成17年 (推計)	平成22年 (推計)	平成27年 (推計)
3 主要 指標の見 通し	(2) 世帯数	12,988	12,181	12,084	12,291	11,572	11,677	12,184	12,023	
	(人/世帯)	2.58	2.49	2.49	2.49	2.28	2.86	2.74	2.72	
5 新市 まちづく りビジョ ン	(3) 新市 におけるま ちづくりの 基本目標 (施策体 系)	<p>さらに、CATVなど、<u>情報通信基盤の整備・更新</u>をすすめるとともに、<u>基盤を活用した新しい行政サービスの提供</u>や<u>地域活性化施策</u>などを推進することによって、<u>より高度で質の高いまちづくり</u>をすすめていきます。</p>								
	【分野】	<p>④情報通信基盤の整備・更新と活用</p>								
6 新市 の施策	(2) 感性 豊かで活力 を生むまち づくり	<p>林業については、地域内には<u>利用の時期を迎えた人工林</u>が多くあり、 林業については、地域内には<u>成育途上の森林</u>が多くあり、</p>								
	【分野】	<p>④情報通信基盤の整備と活用</p>								

新市建設計画 新旧対照表

区分		変更後		変更前									
		④情報通信基盤の整備・更新と活用	④情報通信基盤の整備・更新と活用	④情報通信基盤の整備	④情報通信基盤の整備								
6 新市の施策	(5) 利便性の高いまちづくり	光ファイバーケーブルやCATVといった情報通信基盤を積極的に整備・更新し、市民同士の交流手段として活用していくほか、行政手続きがコンピュータ上で行える電子市役所化も推進し、広域化する新市において、住民の利便性を確保する施策を展開していきます。	光ファイバーケーブルやCATVといった情報通信基盤を積極的に整備し、市民同士の交流手段として活用していくほか、行政手続きがコンピュータ上で行える電子市役所化も推進し、広域化する新市において、住民の利便性を確保する施策を展開していきます。										
	●「利便性の高いまちづくり」における主要な施策・事業	<table border="1"> <tr> <th>分野</th> <th>主な施策・事業</th> </tr> <tr> <td>④情報通信基盤の整備・更新と活用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■ CATVの整備 ■ 電子市役所化の推進 ■ ケーブルテレビ網光ケーブル化 (F T T H化) の更新整備 </td> </tr> </table>	分野	主な施策・事業	④情報通信基盤の整備・更新と活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ CATVの整備 ■ 電子市役所化の推進 ■ ケーブルテレビ網光ケーブル化 (F T T H化) の更新整備 	<table border="1"> <tr> <th>分野</th> <th>主な施策・事業</th> </tr> <tr> <td>④情報通信基盤の整備と活用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■ CATVの整備 ■ 電子市役所化の推進 </td> </tr> </table>	分野	主な施策・事業	④情報通信基盤の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ CATVの整備 ■ 電子市役所化の推進 		
分野	主な施策・事業												
④情報通信基盤の整備・更新と活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ CATVの整備 ■ 電子市役所化の推進 ■ ケーブルテレビ網光ケーブル化 (F T T H化) の更新整備 												
分野	主な施策・事業												
④情報通信基盤の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ CATVの整備 ■ 電子市役所化の推進 												
7 新市における県事業	(1) 「安心・安全な暮らしをささげよう」に該当する主要な県施策・事業	<table border="1"> <tr> <th>分野</th> <th>主な施策・事業</th> </tr> <tr> <td>⑤消防・防災対策の充実</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■ 治水対策や土砂災害防止対策の推進 (八坂川河川改修事業等) ■ 防災行政無線整備事業 </td> </tr> </table>	分野	主な施策・事業	⑤消防・防災対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 治水対策や土砂災害防止対策の推進 (八坂川河川改修事業等) ■ 防災行政無線整備事業 	<table border="1"> <tr> <th>分野</th> <th>主な施策・事業</th> </tr> <tr> <td>⑤消防・防災対策の充実</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■ 治水対策や土砂災害防止対策の推進 (八坂川改修事業等) ■ 白砂青松の海岸線の保全 (河川海岸改良事業) ■ 防災行政無線整備事業 </td> </tr> </table>	分野	主な施策・事業	⑤消防・防災対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 治水対策や土砂災害防止対策の推進 (八坂川改修事業等) ■ 白砂青松の海岸線の保全 (河川海岸改良事業) ■ 防災行政無線整備事業 		
	分野	主な施策・事業											
⑤消防・防災対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 治水対策や土砂災害防止対策の推進 (八坂川河川改修事業等) ■ 防災行政無線整備事業 												
分野	主な施策・事業												
⑤消防・防災対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 治水対策や土砂災害防止対策の推進 (八坂川改修事業等) ■ 白砂青松の海岸線の保全 (河川海岸改良事業) ■ 防災行政無線整備事業 												

新市建設計画 新旧対照表

区分		変更後		変更前					
<p>7 新市における県事業</p> <p>(2) 「感性豊かで活力を生むまちづくり」に該当する主な県施策・事業</p>	<p>分野</p> <p>②農林漁業等の振興</p> <p>主な施策・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 広域農道、林道等の基盤整備の推進 ■ 園芸産地の整備とスマート化 ■ 集落営農の推進 ■ 新規就農者の確保・育成と農業企業者の育成等 ■ 肉用牛の増頭と生産性の向上 ■ 中山間地における生産、環境基盤の一体的整備の推進 ■ ほ場整備の推進 ■ 大分農業文化公園の利用促進 ■ 水産基盤整備事業 ■ 安定的な農業用水の確保 	<p>分野</p> <p>②農林漁業等の振興</p> <p>主な施策・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 広域農道、林道等の基盤整備の推進 ■ 園芸産地改革促進生産対策事業 ■ 経営構造対策事業 ■ 集落営農の推進 ■ 新規就農者の確保・育成と農業企業者の育成等 ■ 肉用牛の増頭と生産性の向上 ■ 中山間地における生産、環境基盤の一体的整備の推進（柱築速見地区ほ場整備など） ■ ほ場整備の推進 ■ 大分農業文化公園の利用促進 ■ 水産基盤整備事業 ■ 安定的な農業用水の確保 		<p>(5) 「利便性の高いまちづくり」に該当する主な県施策・事業</p>	<p>分野</p> <p>①道路網の整備</p> <p>主な施策・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 大田杵築線の建設促進（H30全線開通） ■ 地域に密着した県道・街路の整備（八坂真那井線など） 	<p>分野</p> <p>①道路網の整備</p> <p>主な施策・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 大田杵築線の建設促進 ■ 地域に密着した県道・街路の整備（八坂真那井線など） 		<p>④情報通信基盤の整備・更新と活用</p> <p>■ 情報通信ネットワークの整備</p>	<p>④情報通信基盤の整備——</p> <p>■ 情報通信ネットワークの整備</p>

新市建設計画 新旧対照表

区分	変更後	変更前
9 財政計画	<p>財政計画は、新市の財政運営の指針として、平成17年度から2029年度までの25年間に<u>ついて普通会計ベースで作成したものです。</u></p>	<p>財政計画は、新市の財政運営の指針として、平成17年度から36年度までの20年間に<u>ついて普通会計ベースで作成したものです。</u></p>
9 財政計画	<p>【歳入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方税、地方譲与税等、各種交付金 近年の決算額の推移を参考に、<u>将来の人口推計や現時点で見込まれる法改正等による影響額を考慮して算定しています。</u> ○ 地方交付税 平成30年度決算見込額をベースに<u>今後の推計を算出して</u>います。普通交付税については、<u>今後の公債費の推移や合併算定替の縮減等を見込んで算定しています。</u> ○ 国庫支出金、県支出金 近年の決算額の推移を参考に、<u>国庫支出金及び県支出金と密接に関連する普通建設事業や扶助費等の今後の推移を考慮して算定しています。</u> ○ 地方債 将来の普通建設事業及び災害復旧事業等の財源となる地方債に加え、<u>臨時財政対策債を見込んで算定しています。</u> 	<p>【歳入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方税、地方譲与税等、各種交付金 平成16年度決算見込額をもとに、<u>将来の人口推計や経済成長等を加味して算出して</u>います。 ○ 地方交付税 平成16年度決算見込額をベースとして、<u>今後の公債費や人口の推移を基に算出、普通交付税については、合併後10年度間は合併算定替特例の算定方法により</u>ます。 ○ 国庫支出金、県支出金 近年ベースの補助金に加え、<u>合併に伴う財政支援措置を見込んで</u>います。 ○ 地方債 臨時財政対策債や投資的事業に係る地方債（合併特例債・過疎債）を見込んでいます。

新市建設計画 新旧対照表

区分	変更後	変更前
<p>9 財政 計画</p>	<p>【歳 出】 ○人件費 <u>定員適正化計画をベースに、将来的な会計年度任用職員制度の実施等に伴う影響額を考慮して算定しています。</u> ○扶助費 <u>将来の人口推計に基づき、子ども・子育て支援給付費や生活保護費、障害者自立支援サービス給付費等に係る扶助費を算定しています。</u> ○公債費 <u>既発行債分に加え、今後の発行予定分に係る元利償還額を見込んで算定しています。</u> ○物件費・補助費等 <u>近年の決算額の推移を参考に、一部事務組合負担金の影響額等を考慮して算定しています。</u> ○繰出金 <u>簡易水道事業や下水道事業、国民健康保険事業や介護保険事業等に対する繰出金を見込んで算定しています。</u> ○投資的経費 <u>新市建設計画における主要事業や、災害復旧事業、その他一般事業に係る事業費を見込んで算定しています。</u></p>	<p>【歳 出】 ○人件費 <u>合併に伴う、特別職、議員数、一般職員数の減員による削減額等を見込んで推計しています。</u> ○扶助費 <u>将来人口の増減率分の伸びとともに、生活保護費等の増加額を見込んでいます。</u> ○公債費 <u>平成16年度以前の地方債発行に係る元利償還金、および合併後の平成17年度以降に発行予定の地方債の元利償還金を計上しています。</u> ○物件費・補助費等 <u>平成16年度決算見込額を基準に、合併による経費削減効果を考慮しています。</u> ○繰出金 <u>下水道や介護保険等の特別会計への繰出金を計上しています。</u> ○投資的経費 <u>新市建設計画における主要事業や、その他一般事業に係る事業費を見込んでいます。</u></p>

新市建設計画 新旧対照表

変更後

【歳入】

財政計画

9 財政計画

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2019年度	2020年度	2021年度	2024年度	2029年度
地方税	2,897	2,883	2,908	2,972	3,132	3,112	3,082	3,084	3,020	2,959	2,840	2,676
地方譲与税等	568	567	628	869	768	791	768	716	789	806	774	733
自動車取得税交付金	49	41	20	30	34	48	45	42	42	42	42	42
地方特例交付金	10	10	9	10	10	10	11	13	13	13	13	13
地方交付税	7,455	7,208	7,119	7,157	6,997	6,839	6,738	6,723	6,676	6,611	6,971	6,890
交通安全対策特別交付金	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
分担金及び負担金	204	210	176	127	75	79	74	58	41	41	41	41
使用料及び手数料	523	519	477	476	460	454	453	449	445	441	429	413
国庫支出金	2,083	2,395	2,481	2,411	2,587	2,308	2,733	3,617	2,548	2,272	2,115	1,999
県支出金	1,958	1,701	1,392	1,591	1,555	1,823	2,086	1,895	1,452	1,466	1,467	1,449
財産収入	80	68	93	56	94	93	33	60	43	30	29	28
寄付金	23	10	11	109	214	259	154	204	204	204	204	204
繰入金	511	445	844	447	1,408	1,255	1,025	552	454	402	354	375
繰越金	1,025	897	920	700	935	741	355	0	0	0	0	0
雑収入	424	179	194	254	230	143	150	152	158	161	147	144
地方債	2,624	2,288	2,028	2,858	1,729	2,956	2,973	5,132	2,210	1,587	1,566	1,560
(歳入計)	20,438	19,425	19,304	20,071	20,232	20,914	20,684	22,681	18,099	17,239	16,996	16,571

(単位:百万円)

変更前

【歳入】

財政計画

9 財政計画

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	31年度	36年度
地方税	2,880	2,903	3,216	3,294	3,159	2,985	3,003	2,939	2,911	2,919	2,665	2,506
地方譲与税等	760	871	656	626	624	618	593	589	588	816	980	980
自動車取得税交付金	103	99	95	85	55	45	38	48	48	48	48	48
地方特例交付金	81	60	20	37	51	64	56	10	10	10	10	10
地方交付税	6,380	6,489	6,248	6,600	6,826	7,441	7,476	7,403	7,276	7,452	6,695	6,385
交通安全対策特別交付金	5	5	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5
分担金及び負担金	219	176	185	194	182	175	208	284	216	213	201	196
使用料及び手数料	402	392	471	492	502	509	517	507	510	510	510	510
国庫支出金	1,684	1,525	1,353	1,605	1,648	2,280	2,308	2,369	2,025	1,817	1,822	1,827
県支出金	93	24	10	24	47	47	35	65	12	12	12	12
財産収入	5	1	5	6	9	7	4	14	0	0	0	0
寄付金	928	65	72	236	315	37	464	302	238	52	68	18
繰入金	281	381	655	499	702	953	905	1,002	0	0	0	0
繰越金	485	400	504	406	392	640	411	410	150	124	116	116
雑収入	2,275	2,598	1,978	2,015	1,878	2,643	2,746	2,903	2,387	2,026	907	811
地方債	18,238	17,684	17,354	17,929	18,931	20,097	20,225	21,775	17,539	17,117	15,149	14,576
(歳入計)												

(単位:百万円)

新市建設計画 新旧対照表

9 財政計画

財政計画

【歳出】

変更後

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2019年度	2020年度	2021年度	2024年度	2029年度
人件費	2,661	2,583	2,553	2,600	2,780	3,043	3,077	3,216	3,280	3,368	3,334	3,374
扶助費	2,861	2,865	3,117	3,181	3,484	3,362	3,376	3,377	3,366	3,339	3,261	3,103
公債費	2,514	2,405	2,491	2,390	2,452	2,394	2,468	2,376	2,394	2,594	2,754	2,621
物件費	2,289	2,302	2,467	2,644	2,710	2,612	2,606	2,580	2,410	2,386	2,315	2,224
維持補修費	95	111	99	109	93	84	78	82	86	91	105	128
補助費等	1,637	1,621	1,613	1,692	1,835	1,835	1,795	1,809	1,804	1,855	1,808	1,730
積立金	1,124	875	639	686	1,584	978	239	224	254	223	222	221
繰出金	2,042	2,042	2,152	2,239	2,173	2,143	2,324	2,309	2,323	2,351	2,389	2,298
投資・出資金・貸付金	86	68	74	57	69	79	90	92	100	101	86	83
投資的経費	4,232	3,632	3,399	3,537	2,311	3,777	4,697	7,455	2,716	1,794	1,661	1,650
(歳出計)	19,541	18,504	18,604	19,135	19,491	20,308	20,750	23,520	18,733	18,102	17,935	17,432

※【歳入】【歳出】ともに、平成24年度から平成29年度は決算額、平成30年度からは決算見込み。

変更前

【歳出】

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	31年度	36年度
人件費	3,493	2,973	3,004	3,078	2,903	2,698	2,813	2,689	2,565	2,500	2,588	2,415
扶助費	1,811	1,878	1,958	2,060	2,173	2,724	2,758	2,883	2,909	2,923	2,984	3,043
公債費	2,386	2,360	2,460	2,575	2,503	2,489	2,551	2,514	2,424	2,550	2,563	2,225
物件費	2,477	1,887	1,964	1,895	2,284	2,166	2,434	2,364	2,150	2,150	2,150	2,150
維持補修費	93	78	64	51	93	84	97	79	80	80	80	80
補助費等	1,595	1,538	1,506	1,582	2,134	1,606	1,695	1,646	1,744	1,570	1,570	1,649
積立金	169	469	681	909	1,296	1,996	1,104	634	0	0	0	0
繰出金	1,620	1,516	1,548	1,774	1,805	1,924	1,940	2,115	2,307	2,342	2,527	2,596
投資・出資金・貸付金	99	127	79	96	106	116	103	86	71	72	58	59
投資的経費	4,114	4,203	3,591	3,207	2,681	3,490	3,705	5,932	2,927	2,357	1,190	1,194
(歳出計)	17,857	17,029	16,855	17,227	17,978	19,293	19,200	20,942	17,177	16,544	15,710	15,371

※【歳入】【歳出】ともに、平成17年度から平成23年度は決算額、平成24年度からは決算見込み。

議案第107号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道の路線を次のように認定する。

令和元年5月29日提出

杵築市長 永 松 悟

記

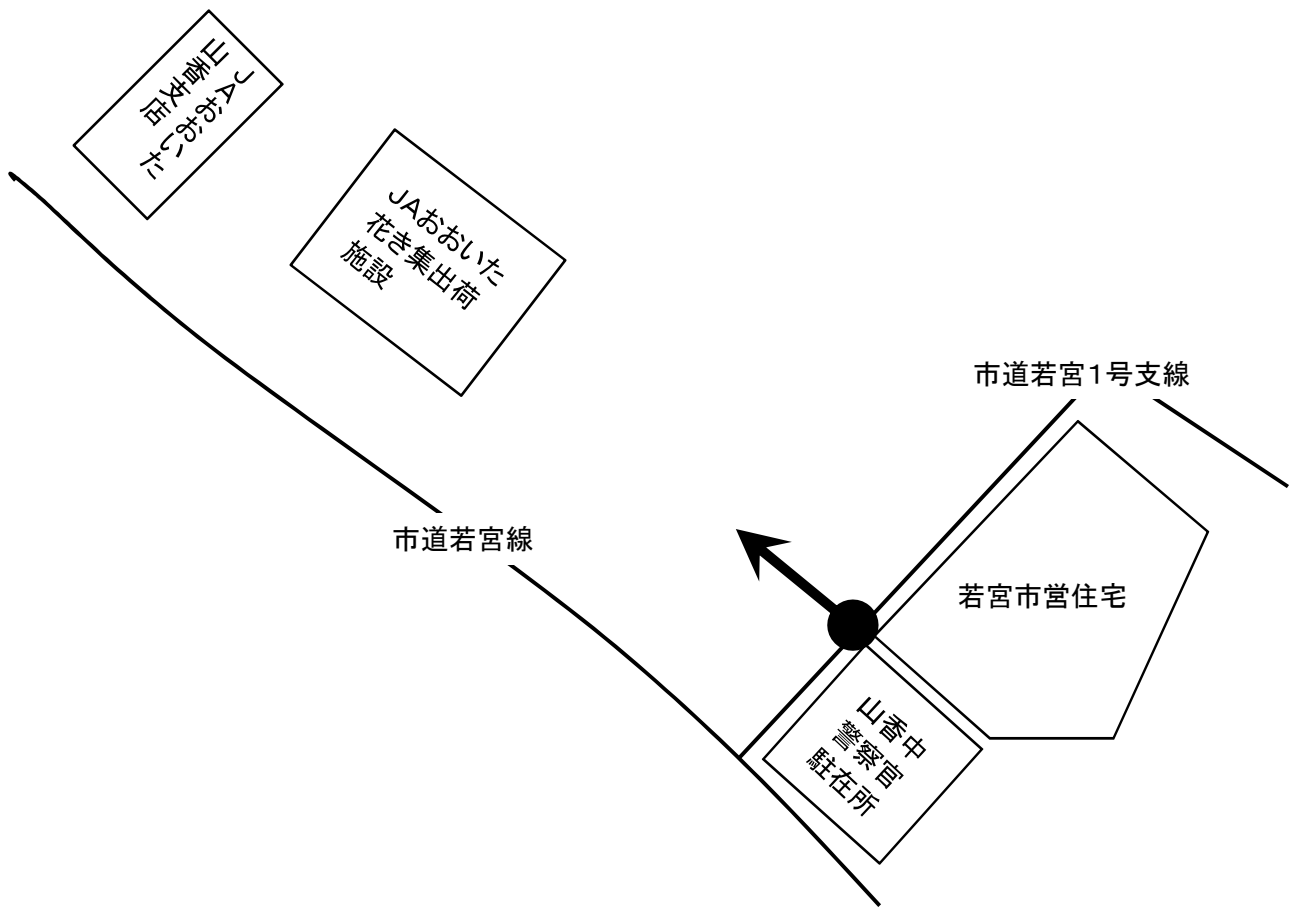
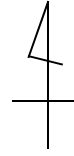
1 認定する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
若宮団地1 号線	25.0	5.0	杵築市山香町大字内河野字三反田 2725 番 12 地先 杵築市山香町大字内河野字三反田 2725 番 11 地先	
若宮団地2 号線	24.0	5.0	杵築市山香町大字内河野字三反田 2725 番 14 地先 杵築市山香町大字内河野字三反田 2725 番 13 地先	
山手支線	100.0	2.5～ 11.0	杵築市大字八坂字瓜尾 2855 番 4 地先 杵築市大字八坂字熊丸 2589 番 1 地先	
宗近中学校 北線	131.0	2.7～ 4.5	杵築市大字南杵築字宗近 1874 番 1 地先 杵築市大字南杵築字宗近 1871 番 2 地先	

認定

わかみやだんちいちごうせん
若宮団地1号線

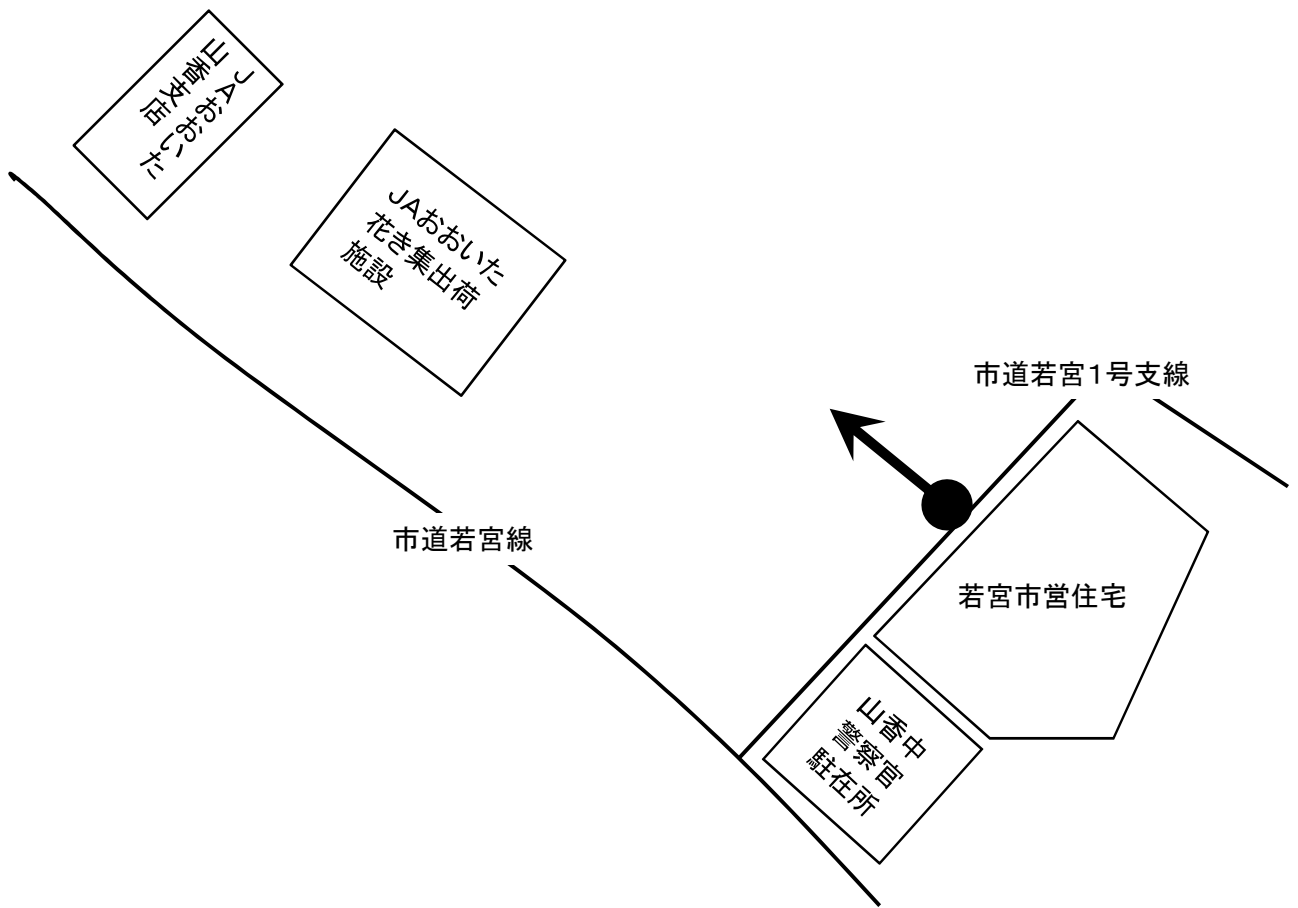
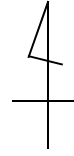
L = 25.0m
W = 5.0m



認定

わかみやだんちにごうせん
若宮団地2号線

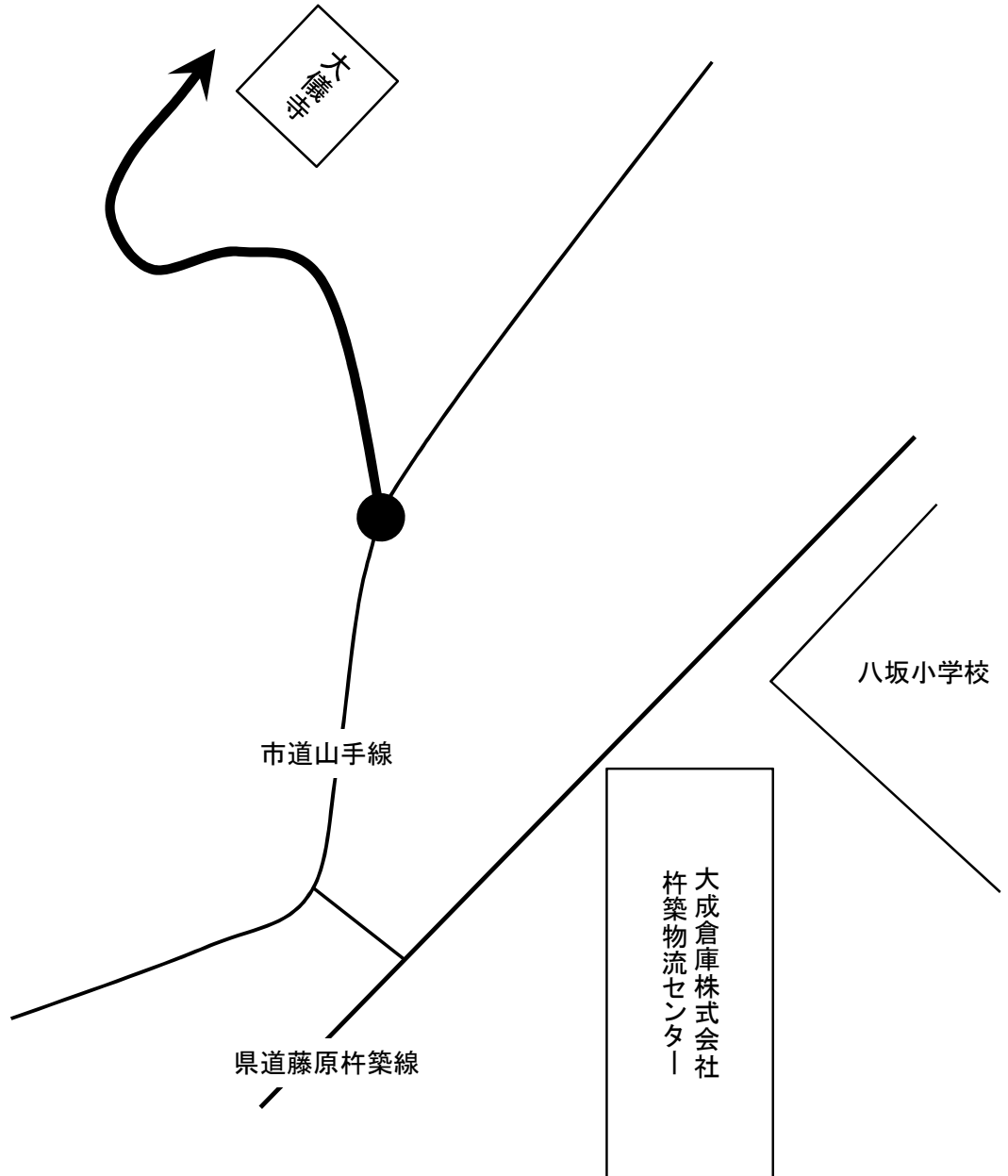
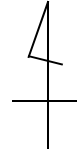
L = 24.0m
W = 5.0m



認定

やまてしせん
山 手 支 線

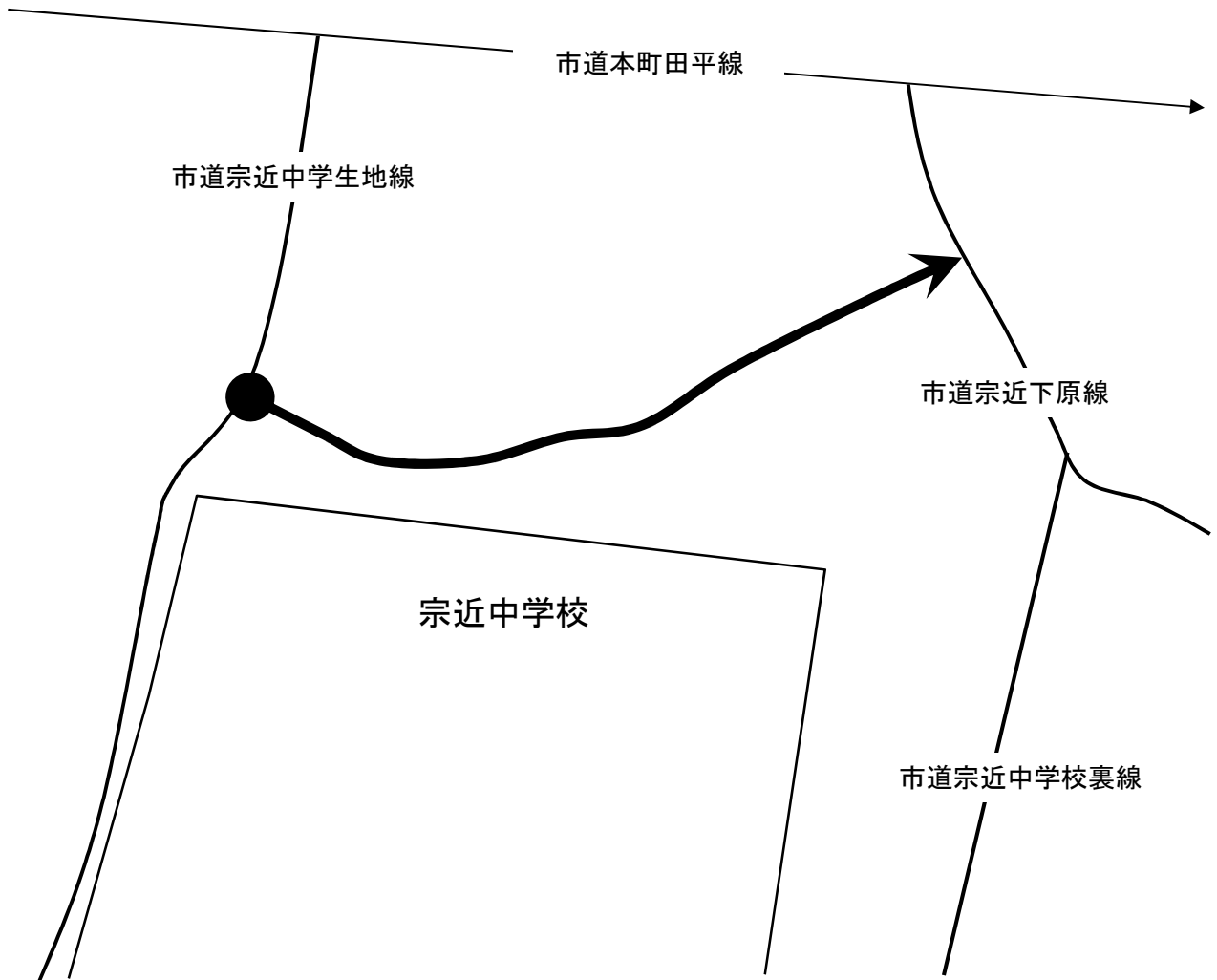
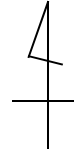
L = 100.0m
W = 2.5m ~ 11.0m



認定

むねちかちゅうがっこうきたせん
宗近中学校北線

L = 131.0m
W = 2.7m ~ 4.5m



報告第 1 2 号

繰越明許費繰越計算書について

平成 3 0 年度杵築市一般会計予算のうち、令和元年度に別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 5 月 2 9 日提出

杵築市長 永 松 悟

平成30年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既 特定財源	入 源	未収入特定財源			他
							国県支出金	地方債		
2.	1.	総務管理費 山浦地区コミュニティーセン ター整備事業	210,575,000	210,575,000	0	103,924,000	103,900,000	0	2,751,000	
2.	5.	統計調査費 地籍調査費	56,100,000	56,100,000	0	42,000,000	0	0	14,100,000	
3.	1.	社会福祉費 2019プレミアム付商品券事業	3,400,000	3,400,000	0	3,304,000	0	0	96,000	
3.	2.	児童福祉費 児童扶養手当費 (システム改修)	918,000	918,000	0	612,000	0	0	306,000	
5.	1.	農業費 農村地域防災減災事業 (ハザードマップ作成)	30,001,000	30,001,000	0	30,000,000	0	0	1,000	

(一般会計一2)

平成30年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既 特定 財 源	入 源	未収入特定財源			一 他
							国 県 支 出 金	地 方 債		
5.	1.	1. 農業費 農林水産業費	3,401,000	3,400,000	0	2,380,000	0	0	1,020,000	
5.	1.	1. 農業費 農地耕作条件改善事業 (新庄2期地区)	25,101,000	25,101,000	2,510,000	17,570,000	0	0	5,021,000	
5.	1.	1. 農業費 三川地区内水対策事業	66,812,000	66,812,000	0	0	66,800,000	0	12,000	
5.	1.	1. 農業費 活力あふれる園芸産地整備 事業	418,420,000	341,021,000	0	284,184,000	0	0	56,837,000	
5.	3.	3. 水産業費 沿岸漁場基盤整備事業	3,412,000	3,412,000	22,000	2,729,000	600,000	0	61,000	

平成30年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既定財源	左の財源内訳				一般財源	
						既定財源	国県支出金	未収入特定財源			他
								地方債	地価		
7.	土木費	2.	道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業 (錦江橋、横断一号線西溝井 工区、本町田平線、橋梁長寿 命化修繕事業、平山線、道路 ストック総点検事業)	363,840,000	255,882,000	133,000	149,432,000	106,000,000	0	317,000
7.	土木費	3.	河川費	河川改修費	9,495,000	6,495,000	0	0	0	0	6,495,000
7.	土木費	3.	河川費	急傾斜地崩壊対策事業	19,789,000	16,292,000	1,254,960	8,100,000	0	0	6,937,040
7.	土木費	6.	都市計画費	旧野上家整備事業	47,032,000	47,032,000	23,000,000	23,500,000	0	0	532,000
7.	土木費	6.	都市計画費	公園施設整備事業	1,550,000	1,550,000	0	0	0	0	1,550,000

平成30年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既 特 定 財 源 入	左の財源内訳				一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債 そ の 他	未収入特定財源		
								国 県 支 出 金	地 方 債 そ の 他	
8.	1. 消防費	災害対策事業 (ハザードマップ更新)	6,145,000	6,145,000	0	3,072,000	0	0	0	3,073,000
9.	3. 中学校費	杵築中学校改築事業	1,766,717,000	1,762,527,000	91,300,000	432,107,000	1,232,800,000	0	0	6,320,000
9.	4. 幼稚園費	幼稚園空調設備設置事業	16,851,000	16,851,000	0	3,712,000	7,200,000	0	0	5,939,000
9.	5. 社会教育費	小熊山古墳・御塔山古墳公 有化事業	32,819,000	32,819,000	0	27,895,000	0	0	0	4,924,000
9.	5. 社会教育費	市立図書館改築事業	23,073,000	20,780,000	2,000	0	13,400,000	0	0	7,378,000

平成30年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既 特 定 財 源 入	左の財源内訳				一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	未 収 入 特 定 財 源		
								の 他	他	
10.	1.	農林水産業施設災害復旧費 耕地災害復旧事業 (現年補助分)	112,505,000	100,283,000	2,308,224	81,138,000	5,100,000	61,000	11,675,776	
10.	1.	農林水産業施設災害復旧費 農地等小災害復旧事業	13,378,000	12,338,000	741,474	0	9,200,000	34,000	2,362,526	
10.	2.	公共土木施設災害復旧費 災害復旧事業 (現年分)	388,848,000	282,347,000	80,000	129,545,000	76,000,000	0	76,722,000	
10.	2.	公共土木施設災害復旧費 災害復旧事業 (単独分)	52,727,000	44,401,000	10,000	0	35,200,000	0	9,191,000	
一 般 会 計 合 計			3,672,909,000	3,346,482,000	121,361,658	1,345,204,000	1,656,200,000	95,000	223,621,342	

報告第13号

繰越明許費繰越計算書について

平成30年度杵築市公共下水道事業特別会計予算のうち、令和元年度に別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和元年5月29日提出

杵築市長 永 松 悟

平成30年度 杵築市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既 特 定 財 源 入 入	左の財源内訳			一 般 財 源
						国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他	未 収 入 特 定 財 源	他	
1.	1.	総務管理費 一般管理費 (インバータ修繕)	4,860,000	4,860,000	4,860,000	0	0	0	0
2.	1.	下水道事業費 下水道事業費 (ポンプ場工事及び会計 システム構築)	211,136,000	211,135,000	10,335,000	29,000,000	171,800,000	0	0
公共下水道事業特別会計 合計			215,996,000	215,995,000	15,195,000	29,000,000	171,800,000	0	0

報告第14号

繰越明許費繰越計算書について

平成30年度杵築市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算のうち、令和元年度に別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和元年5月29日提出

杵築市長 永松 悟

(特環下水-1)

平成30年度 杵築市特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既 特 定 財 源 入 入	左の財源内訳				一 般 財 源
						国 道 支 出 金 地	方 債 そ の 他	未収入特定財源		
								未収入特定財源	未収入特定財源	
2.	1. 下水道事業費	下水道事業費 (会計システム構築)	1,973,000	1,973,000	73,000	0	1,900,000	0	0	0
	2.	下水道事業費								
		特定環境保全公共下水道事業特別会計 合計	1,973,000	1,973,000	73,000	0	1,900,000	0	0	0

報告第15号

繰越計算書について

平成30年度杵築市水道事業会計予算のうち、令和元年度に別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和元年5月29日提出

杵築市長 永 松 悟

平成30年度 杵築市水道事業会計繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	説明
						企業債	損益勘定 留保資金		
1.	1.	建設改良費 横断一号配水管布設替 工事	7,027,000	2,000,000	5,027,000	0	5,027,000	0	本工事に関係 する他工事の 遅延による工 期延長
1.	1.	建設改良費 浄水場配水流量計交換 工事	6,602,000	0	6,602,000	0	6,602,000	0	設計変更によ る工期延長
1.	1.	建設改良費 小野尾浄水場ろ過機新設 工事	96,193,000	37,500,000	58,693,000	58,600,000	93,000	0	設計変更によ る工期延長
		計	109,822,000	39,500,000	70,322,000	58,600,000	11,722,000	0	

平成30年度 杵築市水道事業会計繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	説明	
						企業債	損益勘定 留保資金			
1.	水道事業 費用	1.	営業費用	上水道水源試験ボーリング 調査委託業務 その1	14,580,000	0	14,580,000	0	地元との協議 に不測の日数 を要したため	
1.	水道事業 費用	1.	営業費用	上水道水源試験ボーリング 調査委託業務 その2	17,282,000	0	17,282,000	0	地元との協議 に不測の日数 を要したため	
計					31,862,000	0	31,862,000	0		
水道事業会計 合計				141,684,000	39,500,000	102,184,000	58,600,000	43,584,000	0	

